

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(四)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (4)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.10 (1971. 10) ,p.64- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711015-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711015-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(四)

手塚 豊

一 はしがき

二 諸不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件 ……以上第四四卷七号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島専平事件 ……以上前々号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞二事件 ……以上前号

○門田平三事件 ……以上本号

○ 門田平三事件

明治十四年十二月二十四日、大阪の自由民権運動家門田平三が、宴席で不敬の言葉をはきつゝ天皇の肖像画を破棄したとして不敬罪に問われた事件である。<sup>(1)</sup>この事件は、明治十五年刑法施行直前の出来事に、同刑法を適用した特異のケースであり、また裁判の進行途中で、被告門田の逃亡、裁判所職員および郵便局員共謀の裁判関係文書の破棄事件など、派生的にいろいろの問題がおこつたため、公判後、判決の時期が半年も遅延し、ようやく十五年八月に至つて、

被告欠席のまま判決の言渡が行われた。当時、各地の新聞が、競つてこの事件を報道したので、もつとも一般的に知られた不敬罪事件である。

明治十五年刑法施行後、最初に判決があつた不敬罪事件は、すでに本稿で述べた森田馬太郎事件であるが、高知でおこつたためか、余り全国的には喧伝されなかつた。それに反して、同じ頃の門田事件がとくに広く伝えられたのは、大阪という報道に便利な場所におこつた事件であることと、前に述べたごとく世間の興味を惹くような派生的問題が随伴したためと思われる。

門田平三は、大阪西長堀の材木問屋の豪商門田三郎兵衛の弟、文久三年七月十二日の出生であるから、事件当時十八歳であつた。戸籍面では「平蔵」<sup>(4)</sup>とあるが、判決書をはじめとして裁判関係文書および当時の新聞報道のほとんど全てが「平三」となつてゐるから、それが自他共にみとめる通称であつたものと思われる。この兄弟の詳しい経歴はわからないが、兄の三郎兵衛は、当時二十九歳<sup>(5)</sup>で商売の傍ら自由民権思想を標榜する雑誌を發行し、また、この門田事件

判決の後、西区からの府會議員にも選ばれて<sup>(7)</sup>いる。弟の平三は、その自ら語るところによると、「民権自由伸暢ノ主義」を奉じ、「道頓堀戎座此外所々ニ於テ政談演説」を行い、また「加藤政之助、箕浦勝人、桐原捨三」等と「政談ヲ以テ交リ」、さらに大阪新報に「動ク者ハ益動キ滯ル者ハ益滯ル」(明治十四年十月日不詳)、「政権融通論」(明治十五年月日不詳)などの論説を寄稿、そのほか大阪発行の雜誌に「外交論」、「我國々會進歩ヲ望ム」(掲載誌名年月日不詳)などの論考を寄せたこともあるという。その交遊関係からみて、後ちの政進党系の人々の同志の一人であつたとみていい。そして、彼は「其党ノ政談ヲ以テ徘徊スル無資力者ニハ、之カ費用ヲ与へ、或ハ政党談結社ニ巨額ノ金ヲ抛ツ」<sup>(8)</sup>たと伝えられているから、資金面でも同志に対する有力な援助者であつたと思われる。一説では、彼は慶應義塾に入門したことがあるといわれるが、本人はそれを否定し、ただ「屢々立入タルコトアリ」<sup>(9)</sup>「其都度福沢諭吉ニ面会ヲナシタルナリ」<sup>(10)</sup>と述べている。前に述べた加藤、箕浦らは、義塾の出身であるから、その縁故で福沢の知遇をうけたのである。また、彼は、その不敬罪事件以前に訳したと思われる翻譯「仏国革命自由党魁・真段朗蘭伝」を明治十五年<sup>(11)</sup>に出版している。その英語の学力は、かなりの程度であつたとみられる。

このように、門田兄弟は、揃つて自由民権運動に志し、とくに弟の平三は、兄の豊富な財力と自己の教養を背景に、未成年者とは思えない相当活潑な運動をしていたものといえよう。

さて、門田の不敬罪事件は、前にも一言したごとく宴席での出来

事であつた。明治十四年十二月二十四日夜、大阪府西区西長堀尾道二丁目<sup>(12)</sup>の料理店魚岩金田岩吉方にて、門田兄弟および知友の小林林之助、田中栄蔵の発起にて知己をあつめ忘年会を催した。相会した者は二十余名であつた<sup>(13)</sup>という。

この席で、門田が酒に酔ひ、明治天皇の石版畫の額をもちあげ、「明治二十三年ノ馬鹿天子」と叫んだので、その場の者がそれをとめようとしてみ合ひ、その際、彼が投げつけた額が下におちてガラスが割れ、額がこわれた<sup>(14)</sup>という<sup>(15)</sup>ことで、門田は不敬罪に問われたのである。

そうした個人的な会合の様子が、なぜ警察によつて探知されたのか、その辺の真相はわからない。当時、門田にうらみをもつた商法會議所の役員某が密告したという説もあつた<sup>(16)</sup>というが、真疑は不明である。宴会に出席していた者か、あるいは料理店の者の世間話から、めぐりめぐつて事の次第が警察に伝わつたのかも知れない。

宴会後、約一カ月を経た十五年一月二十日、大阪警察本署の警部出井栄太郎と平野候次郎は、かねて聞き及んでいた噂の真疑をたしかめるため、魚岩方へ赴き、当夜の事情を聴取し、直に拘引状を用意して門田宅へ向ひ、新町橋附近の路上で門田を逮捕したのである。<sup>(17)</sup><sup>(18)</sup><sup>(19)</sup>

かくしてその当日より、警察本署の取調べが開始された。門田は二十日の取調べで、出井警部に「二十三年ニ於テ国会開設セラル、詔アルモ、今ヨリ将来、数年間ノ星霜ヲ経サレハ開設ノ期不至、斯ノ如ク年月ヲ経過スル間、万一国家不慮ノ事変發生スル時ニ於テハ、何ヲ以テ之ヲ防禦センヤ、国家瓦解ノ形ヲ見ルヘキハ必然ナリ

ト想像スルガ故、今日国会ヲ開カサル天皇ハ国家ノ為ニ患フ所アレハ、則馬鹿天皇ト誹議スルニ至リタルナリ」と自供し、また、額がこわれた件でも「誤テ取落シ破壊シタルニ非スシテ、実ハ自分足ヲ以テ踏ミ碎キタルニ聊相違無之、尤酒席雜踏中ニ有之候」と答えた。<sup>(20)</sup>この点は、後ちの公判廷で、門田は、警察官が「事実ハ事実ニ申スヘシ、然ラハ帰リヲ得サスヘシ。且充分ナル証拠ノナキヲ以テ通辭ヲ吐カス、昨年十二月廿四日ノ忘年会ノ事柄ハ尽ク申立ルカ宜シ、又其事柄カ或ハ犯罪ト為ルモ、其方カ公判ノ際、弁護ヲ為シテ然ルヘキナラント言フ様ナル一時異常ノ感覺ヲ提起セシメラレ、為メニ被告カ静定シ居タル所ノ精神ヲ攪乱セラレタルニ付、<sup>(21)</sup>或ハ事実ノ適否ヲ論セス、警察官ノ言フカマニノ口供ニ捺印シタリ」と述べ、誘道訊問にもとづく虚偽の自白であるとして反論したが、結局、この最初の自白が、公判においても、被告に取つて致命的弱点になつたことは否めない。

翌二十一日には、証人として近藤徳兵衛、藤田伊兵衛、杉岡庄兵衛、小林林之助、坂上作次郎、長江伊太郎、金田岩吉と妻ユキ、門田三郎兵衛、二十二日には、広野九郎衛門、田中栄蔵が召喚され、それぞれ警部石川文二の取調べをうけた。魚岩の主人金田夫妻をのぞき、すべて宴会の出席者である。門田の逮捕以前に、関係者の内偵はすべて終つていたものと思われる。

証人の中で、門田の自供をほぼ裏付ける証言を行つたのは、近藤徳兵衛だけである。彼は「興酔ニシテ同席人門田平三、今上天皇ノ写真額面ヲ掀ケ、二十三年ノ馬鹿天子ト揚言セリ」「列席人警愕ノ

色ヲ呈シ、カ、ル不敬ノ所為アルヘカラズト、平蔵ノ手ニ持チタル額面ヲ奪ハント取合フ際、平蔵足ニテ之ヲ破壊セリ」と述べた。<sup>(22)</sup>近藤は、はじめから宴会に参加する筈であつた人ではなく、その会に出席中の小林林之助に所用があつて魚岩に赴いたところ、小林から「強テ誘引セラレ」て宴席に加つた者である。<sup>(23)</sup>とすると、近藤は門田の知己ではなく、したがつて、遠慮のない証言を行つたという見方もできるかも知れない。その他の証人では、藤田が「同席人門田平三今上天皇ノ写真額面ヲ抛ケタリ」「只タ百二十三代トカ云ヒシヲ聞キタルノミ」と答え、また、杉岡が「次ノ間ニテ物音候ニ付、何事歟ト立出見受クルニ、ガラスノ破壊相成タル所々ニ散乱有之候ヘトモ、何品ノ割レタル哉不心得、然レトモ其品ハ門田平三ノ所業ト推考仕、失敬ニ非ヤト揚言致、跡ニテ破壊シタル物品ハ額面ノ由承リ、始テ額ヲ損シ候ト存候、其後今日迄其額面図ハ何等ノ図ヲ描キ有之タル乎ハ承知不仕候」と述べているのが、いくらか近藤証言に近いが、小林、坂上、長江、広野、田中らには、いずれも額がこわれたことはみとめて<sup>(24)</sup>いるが、誰を画いた額か、また誰がこわしたかは知らない<sup>(25)</sup>と述べている。金田夫妻は「私共二階奥床ノ間ニ、闇キ有之今上天皇之御真影ノ額ヲ打崩シ有之、驚愕仕候ヘトモ、其所業人ハ何人ナル乎、判然不仕候」と答えている。<sup>(26)</sup>門田の兄三郎兵衛は、こわれた額から「下一寸八分程破居候」石版画をぬき取り、自宅へ持ち帰つたが、警察の要請で提出したことをみとめ、さらに其の画については「天子ノ御姿ニ能ク似タルト考ヘタリ」と、自供している。<sup>(27)</sup>当時、天皇であることを明示した画の発行、発売は禁止

されており、「貴顕之御肖像」あるいは「皇国貴顕肖像」と題した天皇の肖像画が一般に流布していた。(29)したがって、それが天皇の肖像であることを知らない者も実際にいたであろうし、また、知つていても知らないといえればそれまでであつた。

一月二十四日、出井警部は、門田に対し、主としてその経歴に関する再度の取調べを行い、直に事件を、刑法第一一七条違反であるとの意見書を附して、大阪始審裁判所上席検事今井良一宛に送致した。(30)

翌二十五日、門田は、大阪輕罪裁判所検事補戸田荒太郎の取調べをうけた。そこでは、門田は警察での陳述を、そのまま肯定している。(32)この点については、後ちの公判廷で、門田は「警察署ニ於テ陳述シタルヲ度々變更スルハ、又男子ノ屑シトセサル所ナルヲ以テ」(33)「警察署ノ通り申立タリ」と述べている。

ちようとこの頃、門田の周辺では、事件をめぐる評判が、大きな波紋を画いてひろがりつゝあつたものと思われる。当時、大阪朝日新聞の社主であつた村山竜平は、その回顧談で、

大阪長堀の材木問屋の次男で、門田平蔵(ままだ)という改進黨員が、高貴の御写真に対し、公の場所で不敬な行為をやつたことがある。驚いたのが大阪新報の桐原捨三氏で、慌てゝ本社に來り、記事の掲載方を見合はしてくれと懇願してきたが、私は事件の性質上、看過すべからざるものと思つたので、これを紙上に掲載し、門田は海外へ逃げた。

と述べている。桐原は、前に述べたごとく門田の同志であるから、この話は事実であろう。しかし、この談話には、かならずしも

正確でない点もある。例えば当時はまだ改進黨の設立以前であるから、門田は改進黨員とはいえない。また、門田が失踪したのは、後述のごとく公判終了後であるから、その辺も多少説明不十分である。それはともかく、この村山談話のごとく、大阪朝日新聞は、いち早く一月二十六日の紙上に、門田事件の第一報を載せた。おそらくこれは、事件をめぐる最初の新聞報道と思われるが、次の通りである。

書くに忍びず言ふに忍びざれど、又筆誅せずして黙々に附すにも忍びざれば、左に掲ん。西区西長堀南通三丁目(ままだ)に豪商の聞えある門田平三が、去廿二日、其筋へ拘引せられたりとの取沙汰ゆゑ、何事かと聞て見るに這は什麼如何に、昨十四年十二月廿四日の日、同人はじめ甲乙数名打寄り忘年会を催さんとて、同町金田ゆきといへる割烹亭に赴き、盛に酒宴を始めたが、右平三なるものは、兼て民権家と称せられ、従来、演説の一つもやる男なれば、斯る粗暴人とも思わざりしに、此席の扁額に天皇陛下の写真画を掲げありしを見て、一座の人々に向ひ、明治廿三年国会開設の期至らば真個の通りと高声に呼はりつゝ、辱けなくも右の扁額を取下して足も踏碎きたりとぞ。能くも足は曲まざりし、能くも股は裂けざりし、皇天何ぞ立ちに此賊を誅し玉はざる。アナ憎シ／＼と一座の中、心あるもの彼の肉を喰うても猶飽すとまで思ひ居たりし由なるが、果して警官の探知する所となり、直に江戸堀警察本署出張所へ拘引せられ、其座に加わり居たりしものも悉く呼出され、共々今猶お調を受けて居るといふ。畢竟是等の狂人の

所為、馬鹿者の所業なれば、喋々云ふに足るものならねど、粗暴にも亦程のあるものなれば、敢取す千三百万の同胞と共に、紙上に於て之を筆誅せざるを得ず、又、当今民権を主張する者の中にも、斯る粗暴の徒あつて、如斯立憲の主意を誤ち居るものあらざるか、実に心元なき限りにて、戒しめ置ざるを得ず。噫々。

当時、公判前の事件の報道は、新聞紙条例第一五条によつて禁止されていたにもかかわらず、大阪朝日新聞は、敢てその報道にふみ切つたのである。<sup>(36)</sup>

前に述べたごとく、検事の取調べは、この新聞報道の前日すなわち一月二十五日であつたが、即日、戸田検事は、大阪警罪裁判所の子審を請求した。<sup>(37)</sup> 担当予審判事は、判事宇都宮英信である。そして二十五、二十六の両日、宇都宮判事は、門田の取調べを行つた。二十五日の訊問で、門田は次のように自供している。<sup>(38)</sup>

自分二十三年ニ至リ国会ヲ開クトノ詔アルヲ遺憾ニ思ヒ、酒興ニ乗シ平生ノ思想ヲ述ント欲シ、右額面ヲ取上ケ、是レハ明治二十三年ノ馬鹿天子ナリト云ヒ、言未タ畢ラサル中、傍ラヨリ左様ノ事ヲ致シテハ勿体ナント云ヒナカラ、何人ナルカ覚ヘス、七八人立掛リ、自分ノ持チシ額面ヲ奪取ラントセシ故、若シ破壊シテハ不相成ト存シ、直ニ人ノ居ラサル所ヘ之ヲ差置クル処、雑踏中故、余人仍ホ自分ニ之ヲ持居ヤト心得シヤ、一同自分ニ取掛リタルヲ以テ、之ヲ拒キ居際、不計足ニテ額面ヲ踏碎キタルニテ、決して故意ヲ以テ踏碎キタルニ非ラサルナリ。

額をこわしたることについての故意は否認したが、そのほかは、警

察、検事の取調べに対する自供と全く同じである。この点についても、後ちの公判廷で、門田は、検事の取調べの場合と同様に、警察での陳述を変えることは「男子ノ屑シトセサル所」であつたためと弁解している。<sup>(39)</sup>

予審判事から証人として召喚されたのは、藤田、近藤および金田ユキの三名であつたが、二十七日の取調べで、警察の取調べの場合と全く同様の答弁を行つた。<sup>(40)</sup>

大阪始審裁判所は、事件を司法省へ報告した。その正確な時期はわからないが、事件が警察から検事へ送致された直後と思われる。

これは、この事件が明治十五年刑法施行以前の出来事であるから、その法律適用に際し、新旧二法を対照する必要がある、そのためには、刑法施行前の量刑について本省の指示をうけなければならなかつたからである。

司法省は、二十七日の夕刻、司法権大書記官鎌田景弼を大阪へ特派することを決定、鎌田は、翌朝、東京を出発、人力車で大阪へ急行し、二月五日に到着、翌六日、大阪始審裁判所へ出頭した。<sup>(41)</sup> おそらく、前に述べた刑法施行前の量刑の点を、予審決定言渡書に、どのように表現するかについての指示をあたえたものと思われる。

大阪の日本立憲政党新聞は、二月三日の紙上に、はじめて門田事件を報道したが、その中で次のように述べている。

大阪府下の豪商門田三郎兵衛の弟同平三は、昨年十二月、忘年会の宴にて、日本貴顕の像と題する石版画の額を毀損したるより、去る一月下旬、大阪府警察本署へ拘引せられ、遂に始審裁判

所の検事へ送付せられたる由なりしが、猶聞く所に抛れば、如何なる故にや、司法省より此の事に付き、特に書記官を派出すべきに付、夫迄其予審を終らざる様と、右裁判官へ電報ありたる趣にて暫く見合され居るよし云々。

この記事は、一種の特種であらう。

かくして、二月八日、予審は終結した。その決定申渡書は次の通りである。

## 申渡書

大阪府西区西長堀北通

屯丁目拾壹番地平民

門田平三

十八年七月

汝ノ犯罪事件検事ノ請求ニ依リ予審ヲ遂ク所汝明治十四年十二月廿四日夜府下西区西長堀二丁目料理店金田岩吉方ニ於テ親屬朋友等ト共ニ忘年会ヲ為シタル時今上皇帝陛下ノ御影ヲ写シタル石版摺ノ額面ヲ破毀シタルハ酒狂雜踏ノ際全ク誤テ破毀シタル者ナルモ平素国会ノ速ニ開設ナラサルヲ遺憾ニ思ヒ右額面ヲ捧ケ衆人ニ向ヒ宸威ヲ損ス可キ暴言ヲ発シタルコトハ汝ノ自認スル所ニシテ且其席ニ居合セシ近藤徳兵衛外名ノ証言ニ於ケルモ汝ノ自認スル所ト符合シ其証拠明瞭ナルヲ以テ其所為タル旧法ニ於テハ因事犯ヲ以テ論ス可ク又刑法ニ照セハ第一百七条ノ刑ヲ適用ス可キ者タリ然ルニ其犯罪刑法実施以前ニ係ルヲ以テ刑法第三條第二項ニ

依リ<sup>(44)</sup>新旧ノ法ヲ比照シ処断ス可キ者ト雖国事犯ハ法律ニ明文ナクシテ旧例政府ニ於テ臨時裁定スル者ナレハ其裁定ヲ経タル後ニ非ラサレハ新旧比較ヲ為シ難シ然レトモ其裁定スル所ノ刑縦ヒ新法ヨリ重カルモ新旧法ヲ比照シ輕キニ從フトアル明文ニ依リ到底輕重ニ入ル可キ者ニ付治罪法第二百二十六條ニ照シ此事件ハ当輕罪裁判所ノ公判ニ移ス者也

大阪輕罪裁判所

明治十五年二月八日

予審判事 宇都宮英信

この決定は、額の破壊については、門田の主張をみると「過失」としてはいるが、門田の「宸威ヲ損ス可キ暴言」は、旧法の国事犯、刑法の第一七条違反とみとめ、新旧法を比照し輕い方で処罰すべきであるとするが、旧法の具体的量刑については、将来の「政府」の裁定に留保している。この留保が、前に述べた本省の指示であつたとみていい。

予審決定の前日、門田の親類鈴木長兵衛から責付の申請が出されたが、予審判事によつて却下されている。<sup>(45)</sup>

中之島監獄署の未決監に収容されていた門田は、予審決定申渡書を受けるや、翌日、それを不服とし、直に大阪輕罪裁判所の書記局へ、故障申立書を提出した。<sup>(46)(47)</sup>（前法第<sup>(46)</sup>二四六條。三項第二四七條。）二月十日附の故障趣意書は、四千数百字に及ぶ長文のもので、暴言の事実を全面的に否認したのである。それは要するに「明治十四年ノ歳末ニアタツテ、俄

然トシテ聖詔ノ下賜スルアリ、則明治二十三年ニ於テ、弥々国会ヲ開設相成ル赴キ、一度、平三ノヲ拝読スルヤ、歡喜甞ルニモノナク、欣然トシテ手ノ舞、足ノ踏ヲ知ラサルナリ、何ヲ以テ明治二十三年ヲ遅シト申サンヤ」。「如何ニ酒狂ノ上トハ言ヘ、平三カ昨十四年十二月下旬ノ忘年会ニ於テ、今上天皇ノ御影ノ石板摺ノ額面ヲ捧ケ、衆人ニ向ヒ、今上天皇ノ鴻恩ヲ賞美コソ致シタレ、何ヲ以テ恐レ多クモ賢コキ陛下ニ対シ、不敬ノ所為アルヘキヤ」といふ趣旨であつた。そして、このように、無罪であるからには、軽罪裁判所へ送るといふ予審の決定は、管轄違いであるとしてゐる。さらに、二月十六日付で「故障趣意書ノ追申」を提出した。この方は「兩三回」にわたる保釈申請を却下されたことに對する故障申立であつたが、故障趣意書を提出すべき期限を経過してゐるとの理由で受理されなかつた(48)。(49)

故障申立があつた場合、その裁判所の會議局は、検事の意見をきき、書面審理で判決を下すものとされてゐる(50)。(51)。(52)。(53)。(54)。(55)。(56)。(57)。(58)。(59)。(60)。(61)。(62)。(63)。(64)。(65)。(66)。(67)。(68)。(69)。(70)。(71)。(72)。(73)。(74)。(75)。(76)。(77)。(78)。(79)。(80)。(81)。(82)。(83)。(84)。(85)。(86)。(87)。(88)。(89)。(90)。(91)。(92)。(93)。(94)。(95)。(96)。(97)。(98)。(99)。(100)。

二月十七日、大阪輕罪裁判所會議局は、門田の故障申立に對し、棄却の判決を行つた。次の通りである。

言渡書

大阪府西区西長堀北通卷丁目  
拾壹番地平民

門田平三

今上皇帝陛下ニ対シ不敬ノ所為アル被告事件ニ付予審終結ノ言渡

ニ対シ予審判事カ大阪輕罪裁判所ニ移セシハ管轄違ヒナル旨故障申立ルニ付其趣意書ヲ審案スルニ唯無罪タルヲ弁護スルニ止マリテ管轄違ノ点ヲ明拳セサルヲ以テ其故障ノ申立ハ棄却スルモノ也但此言渡ニ対シ三日ノ期限内ニ上告ヲ為スコトヲ得ヘシ

明治十五年二月十七日大阪輕罪裁判所會議局ニ於テ判決ス

判事 津村 一良  
判事 藤井 三郎  
判事 高橋 觀瀾  
判事 上岡 貞

門田の故障申立の理由は、前にも述べたごとく無罪なるが故に管轄違いであるという論旨であつたが、これはいかにも無理であり、會議局が「唯無罪タルヲ弁護スルニ止」るとして却下したのは当然であらう。會議局判決に對しては、なお大審院へ上告の途もあつた(53)。(54)。(55)。(56)。(57)。(58)。(59)。(60)。(61)。(62)。(63)。(64)。(65)。(66)。(67)。(68)。(69)。(70)。(71)。(72)。(73)。(74)。(75)。(76)。(77)。(78)。(79)。(80)。(81)。(82)。(83)。(84)。(85)。(86)。(87)。(88)。(89)。(90)。(91)。(92)。(93)。(94)。(95)。(96)。(97)。(98)。(99)。(100)。

底勝訴の見込がないことを自覚したためかも知れない。

會議局判決の確定はすなわち予審決定言渡の確定を意味する。次は公判である。

二月二十二日、門田は、公判における証人として広野九郎右衛門と久磨久吉の召喚を請求した。久磨は宴会に出席した一人であるが、警察および予審で取調べをうけたことのない新しい証人である。翌日、検事は、近藤徳兵衛を証人(55)。(56)。(57)。(58)。(59)。(60)。(61)。(62)。(63)。(64)。(65)。(66)。(67)。(68)。(69)。(70)。(71)。(72)。(73)。(74)。(75)。(76)。(77)。(78)。(79)。(80)。(81)。(82)。(83)。(84)。(85)。(86)。(87)。(88)。(89)。(90)。(91)。(92)。(93)。(94)。(95)。(96)。(97)。(98)。(99)。(100)。

二月二十七日、大阪輕罪裁判所において公判が開かれた。裁判長は判事津村一良、立会檢察官は検事今井良一、弁護人は山下重威で



ある。当日の傍聴人は、約二百名であつたといふ<sup>(96)</sup>。このことは、この裁判が相当世間の注目を惹いていたことを物語つてゐる。

公判においては、検事の公訴事実の陳述後、警察調書、予審調書が書記によつて朗読され、つづいて証人調べが行われた。検事側の証人近藤は、警察、予審の取調べの場合と同様に、検事の公訴事実を全面的に裏付ける証言を行つたが、被告側の証人広野と久磨は、誰か別人が馬鹿天皇といつたので、門田はそれに反撃して「誰レガ天子様ヲ馬鹿ト云フカ」と述べたのであると証言した。門田自身も、警察、予審の供述を全面的にひるがえし、殊に警察での取調べは誘道訊問であることを強調したが、検事は、それを否認し「自由任意の供述」であることを力説、仮に被告の主張を事実としても、なぜそれならば予審において真実を述べなかつたかと、反駁した。

検事の有罪の論告に対し、弁護人は犯罪事実なしとの立場から無罪を主張、仮にそうした事実があつたとしても、明治十五年前においては「国事犯」ではなく単なる「不応為」<sup>(97)</sup>の問題であるとし、また刑法第一一七条は「公然」の事実でなければ適用されない。また天皇の絵は一般人が所持することを禁止されており、「高貴」の画を天皇の肖像とはいえないという議論を展開した<sup>(後掲公判始末書参照)</sup>。対審は一日で終了した。その翌二十八日、門田は、保釈金五百五十円<sup>(98)</sup>で保釈を許された。

裁判所が、この事件を不敬罪としてみとめるとすれば、前に述べたごとく新旧二法を比照すべき事件であるから、当然、旧法時代の量刑——予審決定に際し、その点は留保したことは前に述べた——

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

について司法省に請訓すべきであつた。前掲予審決定申渡書も述べているごとく、旧法時代（刑法施行前）の不敬罪（国事犯）は、その程度、上裁を仰いで量刑が決定されていたからである。大阪始審裁判所は、三月二十二日付を以て、一件書類に判決書原案を添え、司法省へ請訓した<sup>(本誌七一頁参照)</sup>。

ところが、ここに思わざる出来事が勃発した。それは、この請訓文書が大阪郵便局を経て郵送された筈であるにもかかわらず、司法省へ到着しないという事件である。大阪始審裁判所が、この事実について気付いたかは明らかでないが、この事件が、新聞記事にあらわれはじめたのは、五月末から六月はじめのことであつた。それも、はじめは大阪始審裁判所より司法省宛の重要文書の紛失という記事であつたが、間もなく、それは門田に関するものであるとの報道がなされ始めた。六月七日・日本立憲政党新聞は、次のように報じている。

大阪軽罪裁判所より司法省へ差出されし何書の中途に於て紛失せし由は、前日の紙上に掲載せしが、頃ろ巷間に風説する所に拠れば、右は彼の門田平三氏の獄に関する伺書にて、殊に重要なものなれば、同裁判所に於ては頻りに探察中のよし。

しかし、この頃には捜査も一段落し、すでに関係者が逮捕されはじめたようである。それは、伊坂松助（大阪始審裁判所用達、二十九歳）、近藤順五郎（大阪郵便局員、五十七歳）、中西嘉平（大阪始審裁判所雇、十七歳）の三名で、翌十六年三月五日、大阪軽罪裁判所（裁判長判事今井良一、檢察官検事補戸田荒太郎）で「門田平三カ罪ヲ免カレ

シメンガ為メ其罪証ト為ル可キ一件書類ヲ隠蔽シタルモノト認定され、刑法第一五二条により伊坂と近藤は軽禁錮六月と罰金十五円、中西は未成年のため一等軽く軽禁錮四月十五日と罰金十五円を宣告されたのである。<sup>60)</sup> 彼等とはくに門田あるいはその関係者から依頼をうけたわけではないが、門田に同情して三名が共謀、裁判を妨害するため郵便物を発送したようにみせかけ、実際には開封してそれを隠蔽、そのことが発覚しそうになつたので、偽封を施し、切手を貼つて司法省へ郵送したのであつた。<sup>61)</sup>

この事件のため、門田事件に関する請訓は、いちぢるしく遅延した。五月末、今井上席検事が上京していることから推測すると、前回の轍をふまないたため、こんどは裁判所が彼に出張を命じ、司法省と直接の打合せも行わしめたものと思われる。

六月二日、司法省は、大阪始審裁判所長原田種成から回付された一件書類を相添え、太政官へ伺い出た。次の通りである。

司法省伺

大阪始審裁判所長原田種成ヨリ大阪府平民門田平三國事犯罪処分ノ件ニ係リ別紙ノ通伺出候処右ハ至尊ニ對シ奉リ大不敬ヲ加ヘタル者ニシテ當時ノ法律上其成文ナント雖トモ朝憲ヲ紊乱スルヲ以テ論シ懲役十年ニ処セラル可キ者ト考量候ヘトモ國事犯ニ係ルヲ以テ何分ノ御詮議ヲ仰度候右御裁可相成候ニ於テハ新法実施以前ノ犯罪ニシテ未タ判決ヲ経サル者ナルニ因リ目今ニ在テハ刑法第百七十七條ニ明文アルヲ以テ同第三條ニ依リ新旧ノ法ヲ比照シ輕キ新法ニ從ヒ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス可キ処所犯ノ時二十

歳ニ滿タサルヲ以テ一等ヲ減シ其長期三年九月ノ重禁錮ニ処セラレ可然哉右兩様至急御指揮ヲ仰キ度因テ該書類相添へ此旨相伺候也 十五年六月二日

但裁判見込案甲号ノ通原裁判所ヨリ差出候ヘトモ右ハ乙号ノ通改案候方可然ト思考候因テ其改正案相添候也

大阪始審裁判所伺 司法省宛

門田平三事件調済相成候ニ付兼テ電信ヲ以テ御達ノ旨ニ從ヒ一件書類ニ裁判見込書ヲ添致進達致候間何分ノ御指揮相成度此段相伺候也 十五年三月二十二日

この伺いについては、いくつかの問題点がある。

一 すでにしばしば述べたごとく、司法省が、旧法時代の量刑について上裁を仰いだのは当然であるが、罪刑法定主義を明示した明治十五年刑法による法律の適用と量刑までも伺い出る必要があつたのかどうか、とくに二つの判決書原案を提示し、当否の判断を求めているが、そこまでなすべきであつたかどうか、寔に疑問が多い。明治十五年刑法施行後、各地方の下級裁判所は、たとえその事件が不敬罪であつたにもせよ、司法省にも伺いであることなく、ともかく独自の裁判を行つていることは、本稿においてすでに多くの実例をあげて紹介した通りである。それに反して司法省の態度は——事件が旧法時代の出来事であつたため、すべて前例を踏襲したといえればそれまでであるが——

余りにもふがいないといわざるをえない。

二 司法省は、大阪始審裁判所から上申した判決書案(後掲甲号裁判言渡書参照)を全面的に書き改め、別の案文(乙号裁判言渡書すなわち後掲明治十五年八月十八日大阪輕罪裁判所判決書参照)を起草している。これは、下級裁判所の主体性を全く無視したものと見えよう。

三 大阪始審裁判所の側にも問題がある。この裁判所が司法省の指示をうけるのは、旧法時代の量刑だけであつて、明治十五年刑法による法律操作と最終的量刑の決定は、司法省の指示をうける必要はなかつたのである。もつとも、当時、下級審の刑事裁判においては、担当裁判官のみの判断によつたのではなく、裁判所長の決裁を経て判決の言渡を行つたようであるから、所長が判断に窮した場合、本省の指示をうけるのは、当然であつたのかも知れないが。

要するに、明治十五年の刑法および治罪法の施行によつて、わが国刑事裁判制度は、近代化への途を大きくふみだしたことは否めないが、施行当初における裁判の実態は、司法権独立への途なお遠しの状況であつたことを、門田事件をめぐる大阪始審裁判所並びに司法省の一連の措置が、なによりも雄弁にそれを物語つてゐる。

司法省の上申をうけた太政官は、その件を次のごとく参事院の審査に附した。

#### 参事院議案

別紙司法省何大阪府平民門田平三処分ノ件審査スル処左ノ如シ  
本犯ハ新法実施以前ニ当リ至尊ニ対シ大不敬ヲ加ヘタル犯罪ノ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

未決囚ニシテ当時律例ニ明文ナキニ依リ特別法ヲ以テ国事犯ニ属シ懲役十年ニ処スヘキハ同省見込ノ通りタリ而シテ該囚ハ今日ニ当リ刑法第三条ニ基キ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從ヒ第一百七条ニ依リ処分スヘキ処當時二十歳ニ滿タサルヲ以テ第八十一条ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ其長期三年九月ノ重禁錮ニ処スヘキモノト判定セシハ少ク輕キニ過ル者ノ如シト雖モ右ハ現今ノ法律ニ照シ相当スルヲ以テ不得止者トス因テ該処分並裁判案共同ノ通り裁可相成可然ト認定ス

右ニ由リ指令案左ノ通りニテ可然哉上申候也 十五年六月十六日  
この「指令案」はわからないが、おそらく「伺ノ通」というのであろう。

七月十三日、太政官は、司法省に対して、「伺之通」の指令を發した。旧法による量刑が懲役十年であることをふくむ乙号判決書が、裁許されたのである。司法省はその旨を大阪始審裁判所へ指令したと思われるが、指令文書が伝わらないので、正確な日付も不明である。それにつき八月一日・朝野新聞は、次のごとく報じている。

久しく世人の注目せし彼の門田平三氏の裁判は、兼て大阪裁判所より司法省へ伺中なりし処、去月二十六日、其筋の指令書が大坂に到着したるに依り、弥よ近日其公判を開かるゝ趣(下略)。

かくして八月十六日、判決言渡のための公判を開くべく、大阪輕罪裁判所は門田を召喚したところ、病氣に因る猶予届がだされたので、公判は二十一日に延期された。<sup>(63)</sup>ところが十六日夜、門田家より本人の逃亡届がだされたため、裁判所はふたたび予定を変更し、十

八日、兄三郎兵衛を呼び出して、本人欠席のまま判決の言渡を行った。<sup>(64)</sup>判決書は、前に述べた司法省起草乙号判決書案に「但此言渡シニ対シ故障ヲ為スコトヲ得其期限ハ此言渡書ヲ送達シタルヨリ三日ナリ」という末尾文言を付け加えたものである。量刑は、旧法の懲役十年と、刑法第一一七条の刑を比照し、その軽い方の刑法により、さらに未成年減輕を行い、三年九月の重禁錮であつた。刑法第一一七条所定の罰金と、刑法第一二〇条の監視が附加されないのは、明治十四年第八一号布告第六条第一〇条により、新旧法比照の場合で、旧法の体刑のみに該当するときは、特例としてそれらを免除されてゐたからである。<sup>(65)</sup>(詳しくは後掲明治十五年八月十日八日大阪輕罪裁判所判決書参照)<sup>(66)</sup>

全国各地の新聞は、この判決の結果を報道したから、この事件は、冒頭にも述べたごとく、相当広く、一般世間に知られたと思われる。

本人不在のため勿論上告はなく、判決は確定したが、本人の消息はわからず、その後の新聞記事では、例えば十五年九月二十二日・朝野新聞のごとき「去る十三日、其筋探偵の手にて捕縛」という誤報もあり、また翌十六年二月二十七日・同新聞には、「彼の保釈中逃亡したる大阪の門田平三が曾て同所南地島ノ内富田屋の芸妓小市を最負になしたるに、今度門田より小市を引かせんと、富田屋へ掛合中とかにて、或は其近傍に平三の潜伏し居るやも計り難しとて、此頃探偵吏は頗る注目し居ると」という噂が載せられたこともあるが、門田は遂に逃げ切つたのである。村山竜平の回顧談に「門田は海外へ逃げた」という記述のあることは前に述べた(本誌六六頁参

照)。その財力から考えると、十分その可能性もあると思われるが、この説を裏付ける別の資料を、私は残念ながら見出しえない。大方の御教示を乞ふ次第である。西区役所の除籍謄本によると「明治十五年八月十五日失踪、明治二十一年七月四日届出」とみえている。明治二十二年二月、明治憲法発布の大赦令により、門田はその適用をうけた。<sup>(67)</sup>同年二月十七日・東京日日新聞は、次のごとく報じている。

去る明治十五年中、不敬罪にて欠席裁判を受けたるまま行衛知れざる門田平三氏は、大赦令に依り其罪消滅せし旨、其筋より親族へ沙汰せられたるよし。

前掲除籍謄本には「明治二十三年二月十三日復帰」とある。彼は自宅へ帰つたのであろう。その後の門田の動静について、私は全く知るところがないが、彼は、大正八年五月十五日、神戸市上筒井通で逝去した。<sup>(68)</sup>享年五十六歳である。

(1) 従来、この事件を紹介した文献としては、私の知る限りにおいて「大阪府警察史」第一巻(昭和四十五年)が唯一のものである。同書には、「大阪初の不敬罪」として事件の概要が述べられている(二七〇頁—二七一頁)。

(2) 本稿・森田馬太郎事件・本誌第四四卷七号七二頁以下参照。

(3) (4) 大阪市西区役所の除籍謄本による。

(5) 明治十五年一月二十一日・門田三郎兵衛警察調査書。本稿に利用する警察、裁判関係文書は、とくに他の資料による旨の註記なき限り、「公文類聚」第六編第八一巻所載のものに拠る。引用の場合の句読点は、手塚が附した。

(6) 明治十五年前後の大阪新聞界および政界の事情を語つた日野国談に「当時大阪の商人で、自由党に共鳴して立憲政黨新聞に出資した人も多く……明治十五年頃、長堀の材木問屋の資産家(門田三郎兵衛)で、雑誌を発行して過激な説を主張したものもありました」(大阪毎日五十年・昭和七年・二七頁)とある。そして同談話を収録した「大阪毎日五十年」に掲載されている「明治初年、大阪新聞社主、社長、主筆、知名の記者並に投書家氏名」の一覽表に「興民雜誌(持主)門田三郎兵衛(西長堀の材木問屋)」とみえている(二九頁)。しかし、明治新聞雜誌文庫編「府県別新聞雜誌創刊年表」の大阪府の部にも、「興民雜誌」と題する雑誌はみあたらないので(「東天紅」第三・六二頁以下)、私は同誌の出版を確認しえない。あるいは、「興民雜誌」というのは、「興民新誌」のまちがいでないかとも考えられる。同誌は、明治十年七月、進取社から創刊、翌十一年初め頃、大阪新報社が継承して続刊、私は、十一年九月発行の第五二号までを断片的にしか見ていないので確言はできないが、その後、門田三郎兵衛が大阪新報社から引きついで社主になつたのかも知れない。後に本文中で述べることく、門田平三は、加藤政之助、箕浦勝人、桐原捨三など大阪新報社の幹部と親交があつたから、兄の三郎兵衛が、同新聞社から引きうけて発行したとしても、決して不自然ではない。この点、疑問としておく。

(7) 明治十五年十一月八日・日本立憲政黨新聞。

(8) 明治十五年二月二十四日・門田平三警察調書。

(9) 明治十五年二月二十四日・警部出井栄太郎、平野候太郎より検事今井良一宛意見書。

(11) 註8に同じ。

(12) 柳田泉博士によると、同書は「米人アポットの『ローラン夫人伝』を抄訳したもので」、「後に十七年に坂崎紫瀾がこれを材料として『自由の花笠』という政治小説をつくつた」といわれている(明治初期の翻訳

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

文学」昭和十年・四〇頁)。この翻訳は、上巻のみ出版され、下巻は未刊のようである(「明治初期翻訳文学年表」前掲書附録・二一頁)。不敬罪事件のため、下巻は訳しに至らなかつたのかも知れない。

(13) 彼がどこで英語を学んだかは明らかでない。大阪における英語教育の嚆矢は、明治二年の大阪舎密局のそれであるが、その後、その流れをくむ大阪外語学校、大阪英語学校以外にも、明治四、五年頃からは、多くの英語私塾が開設された(荒木伊兵衛「英語学史上より見た大阪」・上方第二五号・昭和八年・五二頁以下)。彼もそうした学校のいずれかで、英語を修得したものと思われる。

(14) 明治十五年一月二十四日・大阪警察本署宛の田中栄蔵手続書。

(15) 明治十五年一月二十六日・門田平三予審調書、公判廷における証人久磨久吉の陳述(公判始末書・本誌七九頁参照)。

(16) 出席者中、氏名の判明する者は、門田兄弟のほか、広野九郎右衛門(材木商)、田中栄蔵(藍玉商)、山田甚兵衛(藍玉商)、大浦弥三兵衛(油商)、熊源兵衛(不明)、熊栄次郎(不明)、長江伊太郎(株式仲買)、藤田伊兵衛(醬油商)、坂上作次郎(材木商)、杉岡庄兵衛(味淋酒製造業)、近藤徳兵衛(肥物商)、久磨久吉(材木商)、小林林之助(岩起し)の十五名である(明治十五年一月二十一日・杉岡庄兵衛警察調書および上申書、同年一月二十二日・広野九郎右衛門警察調書、公判廷における証人久磨久吉の陳述・公判始末書・本誌七九頁参照)。

(17) 明治十五年二月三日・日本立憲政黨新聞。

(18) 註9と10に同じ。

(19) 弁護人は、公判廷の陳述で、門田は、かねて届出していた紛失品を受取るようにとの警察の通報で、外出したところ、途中で逮捕されたと述べている(公判始末書・本誌八三頁参照)。また、門田は、「一月廿日」最初の取調は、「江戸堀警察署ニ於テ」行われたと述べている(前掲始末書・本誌八一頁参照)。警察本署は明治十一年まで江戸堀にあり、その

明治十五年刑法法施行直後の不敬罪事件

七六 (二八七八)

後、府庁内に移転したが、(前掲大阪府警察史・二〇三頁)、世間では、本署のことを、その移転後もなお「江戸堀警察署」といつたのかも知れない。または、江戸堀に本署の一部が残っていたのかも知れない。

(20) 明治十五年一月二十日・門田平三警察調書。

(21) 公判始末書・本誌八一頁参照。

(22)(23) 明治十五年一月二十一日・近藤徳兵衛警察調書。

(24) 明治十五年一月二十一日・藤田伊兵衛警察調書。

(25) 明治十五年一月二十一日・杉岡庄兵衛警察調書。

(26) 明治十五年一月二十一日・小林林之助・坂上作次郎・長江伊太郎警察調書。同年一月二十二日・広野九郎右衛門・田中栄蔵警察調書。

(27) 明治十五年一月二十一日・金田岩吉・ユキ警察調書。

(28) 註5に同じ。

(29) 東京府では、次の規定がある(警保局編「警務要書」・明治十八年・四八頁以下)。

明治七年四月十日・東京府番外途  
主上御写真寫寫賣候者有之哉ニ相聞者不相成儀ニ付此旨屹度可相心得且又御写真所持ノ者モ候ハ、御筋へ可相納候間区長ニ於テ取揃可差出候此旨渡世ノ者へ無洩可相達事

明治十五年七月日不詳・警視庁第七二号達

近來聖上皇后宮ノ尊像ヲ模写シ皇國貴顯肖像ト題シ疎略ニ取扱販売候者往々有之ニ付別紙ノ通出版人へ諭告致置候条尚巡査ニ於テモ注意可為致此旨相達候事

(別紙) 近來聖上皇后宮ノ尊像ヲ模写シ皇國貴顯肖像ト題シ販売候者有之候処店頭ニ排列シ或ハ路塵ニ汚レ候等頗ル疎略ノ取扱ニ涉リ候儀モ往々相見ヘ右ハ不可然事ニ付精々注意ヲ加ヘ可成室内ニ貯蔵シ置鄭重ニ取扱候様可致此旨諭告ス

その他の府県でも、同じ措置が採られていたことと思われる。

明治二十一年七月、東京朝日新聞創刊の際に「聖上の御尊影を、合用生巧館の写真木版附録として頒布したが、当時、陛下の御尊影たることを明示することは許されなかつたので、『貴顕の御肖像』と題して公表した。(大阪朝日新聞社「五十年の回顧」・昭和四年・四〇一頁)という。その頃に至つても、なお前述の措置が解禁されていないことがわかる。

(30) 註8に同じ。

(31) 明治十五年一月二十四日・出井、平野両警部より今井検事宛意見書。警察より検事へ送致された証拠物件は、「御真絵」一枚、「額面裏板」一枚である。

(32) 明治十五年一月二十五日・門田平三検事調書。

(33) 公判始末書・本誌八一頁参照。

(34) 村上童平「本社の創業時代」・前掲五十年の回顧・三九三頁。この一文は、村山「新聞創始の辛苦——誘惑に打勝ち政争の激流中に立つて——」・東京朝日新聞社刊「その頃を語る」・昭和三年・四〇八頁以下を多少修正して再録したものである。

(35) 立憲改進黨の創立は、明治十五年三月十四日である(前掲自由党史・中巻・九七頁)。

(36) 新聞紙条例第一五条、裁判所ノ断獄下調ニ係リ未タ公判ニ付セサル者ヲ載スルコトヲ得ス及裁判官審判ノ議事ヲ載スルコトヲ得ス犯ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金百元以上五百元以下を科ス

しかし、大阪朝日の編集人が、これによつて処罰された形跡はない。

(37) 明治十五年一月二十五日・検事補戸田荒太郎の予審請求書。

(38) 明治十五年一月二十五日・門田平三予審調書。

(39) 註33に同じ。

(40) 明治十五年一月二十七日・藤田伊兵衛・近藤徳兵衛・金田ユキ予審調書。

(41) 明治十五年一月三十一日・朝野新聞は「如何なる急の御用筋にや、鉦

田司法權大書記官は、去る二十七日の夕刻、其筋へ御呼出しにて、至急大阪へ出張を命ぜられ……翌朝直ちに陸路を出発になり、人力車にて昼夜兼行の由、風聞あり」と報じている。

(42) 明治十五年二月七日・日本立憲政党内閣新聞。

(43) 東京の新聞では、二月二日・郵便報知新聞が、事件の内容をかなり詳しく報道している。

(44) 明治十五年刑法法第三條二項 若し所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ処斷ス

(45) このことを報じた明治十五年二月九日・大阪朝日新聞は、「保釈を申請したと述べているが、親族から申請するのは、責付であつて、保釈ではない。責付については、本稿・森田馬太郎事件の註11・本誌第四四卷七号七六頁参照。

(46) 明治十五年二月九日・中之島監獄署より大阪輕罪裁判所宛の門田故障申立書回付状。同日・門田平三故障申立書。

(47) 予審終結申渡に対する故障申立は、次の規定による。

治罪法第二四六條三項 輕罪裁判所又ハ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ニ對シテハ予審判事ノ管轄違越權又ハ其事件ヲ移ス可キ裁判所ノ管轄違ニ非サレハ故障ヲ為スコトヲ得ス

第二四七條 故障ノ期限ハ一日ナリトス但言渡書ノ送達アリタルヨリ之ヲ起算ス

(48) 明治十五年二月十日・門田平三予審終結申渡書ニ對シ故障趣意書。

(50) 明治十五年二月十六日・門田平三予審終結申渡書ニ對シ故障趣意書ノ追申。

(51) 治罪法第二四八條二項 故障申立人ハ三日内ニ趣意書ヲ書記局ニ差出ス可シ

(52) 治罪法第三三六條一項 故障ハ其裁判所ノ會議局ニ於テ判事三名以

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

上ニテ趣意書答弁書其他訴訟書類及ヒ檢事ノ意見書ニ依リテ判決ス可シ

そして、この故障は「其裁判所ノ會議局ニ於テ判決シ其言渡書ヲ送達スルニ止マリ訴訟關係人ヲ呼出スコトナシ」（明治十四年十一月二十二日・若松始審裁判所長請訓、同年十二月十四日・司法省內訓）とされている（現行治罪法質疑録「上卷・明治十六年・四九二頁」。

(53) 治罪法第二五七條 檢事其他訴訟關係人ハ會議局ノ言渡ニ對シ上告ヲ為スコトヲ得

(54) 明治十五年二月二十二日・広野九郎右衛門、久磨吉ヲ証人トスル門田ヨリ裁判所宛請求書。

(55) 明治十五年二月二十三日・近藤徳兵衛ヲ証人トスル檢事ヨリ裁判所宛請求書。

(56) 明治十五年三月一日・大阪朝日新聞。

(57) 明治十五年刑法施行前、直訴を新律綱領不応為の条に該るとした判決例はあるが（本稿・河上伯義事件の註15・本誌前号六八頁参照）、門田のごとき行為に、それも適用した先例はなかつたようである。なお、不応為の条の一般的適用状況については、拙稿「讒謗律を巡る二つの大審院判例——明治法制史料拾遺（4）」本誌第四二卷二一—二二頁以下参照。

(58) 明治十五年三月七日・郵便報知新聞。

(59) 明治十五年五月三十一日・日本立憲政党内閣新聞、同年六月二日・時事新報。

(60) 明治十六年三月八日・日本立憲政党内閣新聞。刑法第一五二條は「他人ノ罪ヲ免カシメンコトヲ図リ其罪証ト為ル可キ物件ヲ隱蔽シタル者ハ十日以上六月以下ノ禁錮ニ処シ二十元以上二百元以下ノ罰金ヲ附加ス」という規定である。

(61) 明治十六年三月二日・公判廷における檢事補戸田荒太郎の冒頭陳

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

七八 (一八八〇)

述・八公判傍聴筆記(明治十六年三月四日・日本立憲政党史新聞)。

(62) 明治十五年五月三十日・時事新報。

(63) 明治十五年八月十九日・大阪朝日新聞。

(64) 明治十五年八月二十日・大阪朝日新聞。呼び出しをうけた被告人が出廷しない場合の欠席裁判については、本稿・河上佑義事件の註6・本誌前号六七頁参照。欠席裁判言渡書を送達する手数を省き、兄三郎兵衛を召喚したのであらう。

(65) 明治十四年十二月二十八日・太政官布告第八一号第六条 旧法ニ於テ単ニ体刑ニ該ル者新法ニ於テ罰金ヲ附加ス可キ時ハ其罰金ヲ附加セス第一〇条 旧法ニ於テ体刑ニ該ル者新法ニ從ヒ禁錮ノ刑ニ処スル時ハ監視ヲ附加セス

(66) 判決書の全文を掲載して報道したものに、八月二十日・日本立憲政党史新聞、八月二十二日・大阪朝日新聞、八月二十三日・岐阜日日新聞、八月二十四日・江越日報、同日・函右日報、八月二十五日・時事新報、八月二十六日・東京日日新聞、八月三十日・陸羽日日新聞などがある。これら以外にも、勿論さらに各地の新聞がそれを報道したことであらう。

(67) 明治二十二年二月十一日・勅令第二二号第一条 本令発令以前ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス  
一 刑法第一一七条第一一九条ノ罪  
(以下略)

(68) 前掲除籍謄本による。

前註

(1) 公判始末書は、治罪法第三一七条以下の規定によつて作成される公文書で、その裁判所の書記局に保存された。

(2) 甲号裁判言渡書は、すでに本文で述べたごとく、大阪軽罪裁判所が

起草した判決原案であるが、司法省が採用しなかつたものである。

(3) 大阪軽罪裁判所の判決書は、明治十五年八月二十日・日本立憲政党史新聞所載のものによる。その内容は、司法省が起草し、太政官が裁許した乙号裁判言渡書に、故障申立(欠席裁判の場合には被告から故障申立ができた。治罪法第三三二条二項)の期間に関する文言を追加し、且つ日附を書き入れたものである。

(4) 公判始末書の内、原文の「得」は「得」に改め、また、文章を読みやすくするため、文字の配列は、行更えその他の点で、手塚が多少の操作を加えた。

## 公判始末書

明治十五年二月廿七日判事津村一良ハ大阪軽罪裁判所ニ於テ検事今井良一書記上岡貞ノ立会ニテ検事ノ請求ニ依リ呼出シタル被告人門田平三カ天皇ニ対シ不敬ノ所為アル事件ノ公訴ヲ審判ス被告人ハ身体ノ拘束ヲ受クルコトナク押丁ニ引導セラレテ公廷ニ出頭シタリ

本件ノ裁判ハ之ヲ公行ス

判事ハ被告ニ氏名年齢身分職業住所出生ノ地ヲ問フ被告ハ氏ハ門田名ハ平三年齡ハ十八年七ヶ月身分ハ平民職業ハ材木商住所ハ大阪府下西区西長堀北通壱丁目拾壹番地出生ノ地モ同所ナリト答ヘタリ

被告ヨリ前以テ届ケ置キシ弁護人タル代言人山下重威出頭セリ  
検事 被告事件ヲ陳述ス被告門田平三儀ハ従来当府下ニ居住スル者ニシテ是迄法律ニ触ル、如キ不良ノ行為アラサリシモ本日ハ我



臣未曾有申スモ畏キ被告事件ノ為メ此ノ公庭ニ召喚セラル、ニ至レリ又本職ニ於テモ之ヲ陳述スルモ憚リアル被告事件ニ対シ此ノ公庭ニ職務ヲ行ハサルヲ得サルノ不祥ニ際会セリ

抑モ被告平三ニ於テハ明治十四年十二月二十四日忘年ノ宴會ヲ催サントテ朋友數多ト府下西区西長堀南通二丁目料理店金田岩吉ナル者方ニ集會シ酒興酣ナルニ及テ其席上ニ掲ケアル我カ皇天子ノ御影ヲ写シタル石板画ノ額面ヲ取出シ之ヲ捧ケ明治二十三年ノ馬鹿天子ナリト揚言ス一座ノ者共之ヲ見テ其レハ勿体ナシト呼ヒ起テ其額面ヲ取收メントス平三之ヲ席上ニ抛チ雑沓中踏テ其面積ヲ覆ヒタル硝子板並ニ額縁ヲ破壊シタリ被告カ明治十五年一月十五日予審判事ノ訊問ニ対シ自供スル所ニ據レハ明治廿三年ニ至リ國會ヲ開クトノ詔アルヲ遺憾ニ思ヒ酒興ニ乘シ平生ノ思想ヲ述ヘント欲シ右額面ヲ取揚ケ云々ト要スルニ被告ハ平素好テ自由主義ヲ唱フル者ニシテ曩ニ明治二十三年ニ至テ國會ヲ開カル、ノ聖詔ヲ拜誦シ其期遲ントノ思想ヲ起シ我カ国體ノ何タルヲ顧ミルノ思慮ナク申モ畏キ此不敬ノ所為ニ及ヒシ者トス其証憑ハ司法警察官タル警部ノ作リタル調書管轄予審判事ノ訊問調書及ヒ當時其場面等是ナリ右門田平三ニ対スル被告事件ノ始末ナリト陳述シタリ判事ハ書記ヲシテ明治十五年一月廿日司法警察官タル警部出井榮太郎ノ調書檢事補戸田荒太郎ノ調査予審判事宇都宮英信ノ調書ヲ朗読セシメタリ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

入レ氏名年齢身分職業住所ヲ問フニ氏名ハ近藤徳兵衛年齢ハ三十四年身分ハ平民職業ハ肥物商住所ハ大阪府西区靱北通三丁目廿九番地ナリト答フ而シテ治罪法第百八十一条ニ触ル、モノニアラサルヤヤ問ヒタル処右ニ触レサル旨ヲ答フルヲ以テ宣誓ヲ為サシメ証人ハ式ニ依リ宣誓ヲ為シタリ

近藤徳兵衛云 明治十四年十二月廿五日或ハ廿四日トモ覚エタリ大阪府西区長堀宇和島橋南詰東へ入金田岩吉ト称スル料理店へ同府西区北堀江小林林之助參リ居ルニ付同人ニ用談有之該家ニ到リ則同人ヲ楼下へ呼ヒ其談シヲ了リタリ然ルニ林之助云本日ハ忘年会ヲ催フシ居ルニ付共ニ楼上ニ到リ酒ヲ飲ムヘント勧誘セラレ再三辭シタレトモ遂ニ誘ハレ其席上ヲ見ルニ面識ノ人モ多ク列坐シ共ニ酒筵ニ興シタリ而シテ酒酣ナルニ及ヒ興ニ乘シ種々ノ戯ヲ為スモアリ或ハ囲碁或ハ杯ヲ飛ス者モアリ然ルニ自分ハ次ノ間ニ居タルニ何レニ掲ケアリシヤ知ラサレトモ上ノ間ニアリシモノト見ヘ被告カ石版摺ノ額面ヲ捧ケ次ノ間ニ来リ廿三年ノ馬鹿天子ナリト揚言シタリ二三ノ友人カ其レハソウシテハナラヌト支ヘ奪ントスル際足ニ掛ケテ踏ミ碎キタリ(被告兄三郎兵衛モ共ニ支ヘタリ)然シテ被告カ実兄三郎兵衛ハ破壊シタルガラスヲ私ヒ其額面ヨリ石板画ノミ引出シタルニ被告ハ仍ヲモ之ヲ取ントスルヲ懷中ニ入レ被告ヲ以前ノ席ニ遣シタリ其支ヘタル兩三人ハ右破壊シタルニ付甚タ不満ノ色ヲ顯セリ兄三郎兵衛ハ石板画ヲ懷中ニ入レ被告ハ顛狂シタリ併シ破壊シタルハ硝子ノミニテ天子ノ御肖像ハ御安泰ナリ又此ノ御肖像ニハ日本高貴ノ肖像トアリ然レハ太政大臣以下ノ肖像ナリト弁

解セリ而シテ又酒筵ヲ催シタルトモ自分ハ退散シタリ右實際目撃シタル次第ナリト陳述シタリ

判事ハ被告人ノ請求ニ依リ呼出シタル証人広野九郎右衛門ヲ公庭ニ呼ヒ入レ其氏名年齢身分職業住所ヲ問フニ氏名ハ広野九郎右衛門年齢ハ三十六歳身分ハ平民職業ハ材木商大阪府今橋五丁目十四番地ナリト答フ而シテ治罪法第百八十一条ニ触ル、モノニアラサルヤ否ヲ問ヒタル処右ニ触サル旨ヲ答フルヲ以テ宣誓ヲ為サシメ証人ハ式ニ依リ宣誓ヲ為シタリ

広野九郎右衛門云 明治十四年十二月廿四日夜大阪府西区長堀宇和島橋東へ入ル金田岩吉方ニテ懇意ノ者ノミ忘年会ヲ催サンコトヲ約シ当日自分ハ少々病氣ニ付夕刻ヨリ参リタルニ席上五六名程集リ居レリ夫ヨリ追々來会シ凡ソ二十二三名集會シ其中ニハ最モ懇意ナルモノアリ又一面ノ識ナキモノアリ而シテ其夜自分ハ逆上スルヲ以テ涼台ニ出テ居タリ然ルニ程ナク酒肴等出テ來リ互ニ大杯ニテ酒ヲ飲ミ其席ニ今夜ハ人ヲ堂ニ上ケル杯申ス者モアリ或ハ囲棋ヲ崩シ或ハ角力淨瑠璃等ノ戯レヲ為シ自分モ酩酊シ其席甚々雑踏スルニ付之ヲ避ケ暫クシテ又其席ニ就キ囲棋ヲ觀居タルニ少々穩カナラサル言ヲ吐キ馬鹿トカ何ントカ申スニ付顧ミタレハ被告カ硝子ノ額面ヲ捧ケ居タリ其レヲ引取ル為メカ大勢集リ而シテ被告カ額ヲ捧ケ居ルヲ五六名取掛リタルニ被告ハ後ロニ退キ其額ヲ傍ラニ置キタリ而ルニ被告ノ許ニドツト集リアブナヒト呼フ声スルヲ以テ自分モ其傍ラニ集リタルニ硝子破壊シアルヲ以テ其上ニ坐蒲団ヲ敷キ火鉢ノ灰ノ散シタルヲ拭ヒ又燭ヲ点シタリ実

ニ不時ナル雑踏ニテ灰カ立チタルニ付自分ハ楼上ヲ下リ而シテ後聞ク処ニ依レハ其額面ハ被告カ足ニ掛リ破壊シタル趣ナリ最モ被告ハ其夜洋服ヲ著シ居タルヲ後ロヨリ足ヲ引クモノアリテ余程ノ勢ニテ有之石見聞スル所ノ次第ナリト陳述シタリ

判事ハ被告人ノ請求ニ依リ呼出シタル証人久磨久吉ヲ公庭ニ呼ヒ入レ其氏名年齢身分職業住所ヲ問フニ氏名ハ久磨久吉年齢ハ十九年身分ハ平民職業ハ材木商住所ハ大阪府西区西長堀南通二丁目十五番地ナリト答フ而シテ治罪法第百八十一条ニ触ル、モノニアラサルヤ否ヲ問ヒタル処右ニ触レサル旨ヲ答フルヲ以テ宣誓ヲ為サシメ証人ハ式ニ依リ宣誓ヲ為シタリ

久磨久吉云 明治十四年十二月廿四日大阪府西区西長堀宇和島橋東へ入金田岩吉方ニ於テ忘年会ヲ催スニ付自分モ來會セヨトノ事ニテ夕刻ヨリ参リタルニ既ニ會スル者拾名程ナリシカ一時余相過キ追々來會シ凡ソ二十二三名ニ相成リタリ而シテ筵會ノコトナレハ杯ヲ廻シ今年ハ最早余日モナク忘年ノ為メニ會シタル宴ナレハ一年ノ籌ヲ散セントテ互ニ酩酊シ或ヒハ歌ヒ或ヒハ淨瑠璃或ハ囲碁ヲ崩スモノモアリ又ハ角力等種々ノ戯レヲ為シ實ニ雑踏ヲ極メタル宴會ニテ自分ハ其席南坐敷ニ碁ヲ觀居リシニ後ロ北ノ方ニテ誰レガ謂ヒシカ天皇トカ馬鹿トカ発言スルニ付是レハト顧ミタルニ被告カ洋服ヲ着シタル人物ノ画ノ額面ヲ捧ケ誰レガ今日ノ天子様ヲ馬鹿ト云フカト申シタリ而ルニ坐中ノ者カ其額ヲ此方へ來タセト立寄ルヲ被告ハアブナヒカラトテ二三歩退キ額ヲ後ロニ置キタリ而シテ其立寄りタルモノカ彼ノ額ハ何レへ遣リタルヤト問

フニ両手ヲ開ケモ一ナヒト云ヒタリ然ルニアブナヒゾト云フ声ノ聞フルニ付自分モ如何ノ事ヤト其処ニ到リ見レハ其額面ハ已ニ破壊シアリタリ夫ヨリ又共々酒ヲ飲マント云フ折柄夜モ漸ク深更ナレハ勝手次第ニ退散セント各自ニ帰宅セリ右当夜見聞セシ実況ナリト陳述シタリ

弁護人ハ裁判長ニ被告ノ請求シタル証人広野九郎右エ門久磨久吉ノ陳述モ同一ノ様ナレトモ聊カ願末カ合ハス右兩人カ囲棋ヲ觀テ居タカ願ミタルニ馬鹿トカ何ントカ謂ヒタルハ誰ヤラ分ラナヒト申タルハ被告ノ声デナク他人ノ声デ分カラナヒト謂フ意カ御訊問ヲ請ヒタシト述ヘタリ

判事ハ証人広野九郎右エ門ニ右ノ答ヲ為サシムルニ証人カ自分カ涼台ニ在ルトキ其声ヲ近ク聞タレトモ被告ノ声ニテハ無之亦何人ノ発言トモ知ラス

判事ハ証人久磨久吉ニ右ノ答ヘヲ為サシムルニ久吉云今九郎右エ門ノ申述ヘタル通相違ナシ又被告ノ声ハ他人ノ声ト違フコトハ自分平素ヨリ之ヲ知リタリ其節ノ發言ハ被告ノ声ニアラスト承知シタリ然レトモ馬鹿トカ何トカ謂ヒシハ誰レノ声ナルコトヲ知ラス後口ヲ願ミタルニ被告カ起立シ誰レガ天子様ヲ馬鹿ト云フカト申タリ

判事ハ又証人広野九郎右エ門ニ久吉ニ問ヒタル点ヲ質ス久磨久吉ノ申陳ベタル通相違ナシト答フ

弁護人云 誰レカ知レナイ者ガ馬鹿ト發言シタルニ付被告ガ其額面ヲ取りテ誰レガ此天子様ヲ馬鹿天皇ト謂フカト申タリト九郎右

エ門久吉兩人ノ言ヲ推測スルニ先キニ言ヲ発シタルモノアリテ被告カ之ヲ駭撃セント起立シタル様聞キ取りタリ果シテ然ラヤ否ヲ証人ニ聞キタシト陳ヘタリ

判事ハ被告ノ証人広野九郎右エ門ニ之ヲ答ヘシムルニ云固ヨリ被告カ平素ノ志向モ承知シ居タレハ唯今弁護人ノ申ス如ク存スルナリ犬モ其額面ハ最初誰レカ持チタルヤハ知ラス被告カ平素ノ行状ヲ見ルモ他人ヲ駭撃スル積リト心得タリト答フ

判事ハ同久磨久吉ニ答ヘシムルニ云自分ハ被告カ平素ノコトハ知ラサレトモ当夜ハ被告カ他人ノ所為ヲ駭撃セン為メ起立シタリ然レトモ其額面ヲ先キニ持チタルハ誰ナルヤヲ知ラヌト答ヘタリ  
檢事ハ判事ニ告ケ証人ヲ訊問ス

檢事ハ広野九郎右エ門ニ其方ノ後口ニ當テ馬鹿ト云ヒシモノカアリタト申スガ唯馬鹿ト聞キシカ外ニ言語カアリシ乎ト問フニ天皇ハ馬鹿ト申ス言ヲ聞キタリト答フ

又問フ其方ト被告トノ位置ハ幾間程隔タリアリタルヤ  
答 余程隔チタリ凡ソ貳間以上ナリ

又問フ其方ノ表ニ當テカ又ハ右乎左乎  
答 被告ハ自分ノ後ニ在リタリ馬鹿ト云ヒシ声ハ近ク五六人ヲ隔チタリ

又問フ其馬鹿ト揚言シタル者ハ近ク五六人ヲ隔ツルモ其誰レナルヲ認メスト云フ乎

答 然リ  
又問フ然ラハ被告カ位置ヨリハ發言シタルモノノ方近キ乎

答 分ラス

検事ハ久磨久吉ニ対シ其方ニ於テハ唯今九郎右エ門ニ尋問シタル廉ハ如何ト問フニ自分ハ九郎右エ門ト暮ヲ觀テ右ノ方ニ居リタリ而レトモ馬鹿トカ天皇トカ申シタルハ誰ナルヤ又何尺隔チアリシヤ知ラス左リ後ロノ方ニ聞キタリ

検事ハ近藤徳兵衛ニ其方カ先キニ証言シタル被告カ額面ヲ捧ケ云々シタル以前ニ別人カ馬鹿天子ト発言シタル趣ニ申立ツル者モアルガ其方ハ其発言ヲ聞キシヤト問フニ被告カ呼ヒタルヨリ前後ニ聞キタルコトナシ又他ノ者ノ申タルハ更ニ知ラサルノミナラス例ヘハ小声ニテ申セハ格別大声揚言シタルニ聞ヘサル坐席ニ之ナク然レトモ間違ヒアルヤハ知ラサレバ自分カ脳髓ニ聞取リタルハ被告カ発言シタルニ相違無之ト答ヘタリ

弁護人云 事実ノ点ハ被告自ラ陳述ス

判事ハ被告ニ本件ノ答弁ヲ為サシム  
 被告云 明治十五年一月廿日江戸堀警察署ニ於テノ調大坂輕罪裁判所検事ノ調同予審ノ調ヲ初メ自分ハ年輪モ未ダ丁年ニ滿タス而モ生来慥悍ニシテ思料ニ乏シク近來自由ノ說モ書物ヲ見テ自由ノ主義ニ付愛スル所アリテ卑屈ノコトヲ憂フル折柄初メ警察署ノ訊問ニ對シ申述ヘタルハ常ニ自分ノ思想ハ自由ヲ愛スルニ付予審中ニモ申上ケタル通立憲政体ヲ希望スルモノニ付上天子ヲ始メ奉リ下被告共ニ至ル迄日本ノ為メニハ立憲政体ニテ共ニ幸福ヲ得ント欲スルヲ以テ天子ヲ尊敬スル所ノ念ハ常ニ止マズ何トナレハ是レ立憲政体ヲ望ムヲ以テナリ且平生聖徳ヲ稱揚シ奉ルヲ以テ警察官

ノ調ニ對シテ其馬鹿天子ト申立ルコトハ如何ト存シ居タリ然レトモ警察ノ鋭敏ナル被告カ気性ヲ觀察アリシカ束縛ノ様ナルコトナキノミナラス其風ト申スハ事実ハ事実ニ申スヘシ然ラハ歸リ得サスヘシ且充分ナル証據ヲナキヲ以テ通辭ヲ吐カス昨年十二月廿四日ノ忘年会ノ事柄ハ盡ク申立ルカ宜シ又其事柄カ或ハ犯罪ト為ルモ其方カ公判ノ際弁護ヲ為シテ然ルヘキナラント言フ様ナル一時異常ノ感覺ヲ提起セシメラレ為メニ被告カ靜定シ居タル所ノ精神ヲ攪亂セラレタルニ付或ハ事実ノ適否ヲ論セス警察官ノ言フカマニノ口供ニ拇印シタリ然ルニ依リ警察官ノ調書ハ眞実ノ白狀ニハ無之其後検事及ヒ予審ノ御調ノ節ニモ始メ警察署ニ於テ陳述シタルヲ度々變更スルハ又男子ノ屑シトセサル所ナルヲ以テ兩所ノ御調ニモ警察署ノ通申立タリ退テ考フルニ先キニ述ヘタル陳述ハ牽強附会ヲ免レス今日更ラニ眞実ノ陳述ヲ為ス

明治十四年十二月廿四日大阪府西区長堀宇和島橋東へ入金田岩吉方ニテ催シタル忘年会ニ会スルモノ廿余人其日ハ風モ強ク寒サモ厳シキヲ以テ被告ハ午後六時頃其席ニ到リタリ然ルニ席上末タ一人モ来ラス時ヲ移シ追々集リ来リ次テ酒看等モ出テ来リ忘年会ノコトナレハ互ニ前後ヲ忘レ酒ヲ飲ミ合ヒ而シテ酒ノ廻ルニ從ヒ或ハ躍リ或ハ歌フハ酒宴ノ常ニテ共ニ酩酊亂醉シ太々雜踏ノ際ニ當テ隣席ノ者カ申シタカ誰レカ申シカ又自分ノ忘想カハ知ラサレトモ馬鹿天子ト申者有之其語ヲ聞キシトキ傍ラヲ見タルニ誰レカ持チ来リタルヤ知ラサレトモ石板摺ノ額面被告カ右側ノ壁ノ下ニ閣キ有之其像ハ如何ニモ貴顯ノ肖像ノ様見受ケタリ依テ其額ヲ持チ

起立シ自分ハ常ニ聖徳ヲ稱揚シ奉ルニ付誰レガ廿三年ノ馬鹿天子ナリト云フヤ廿三年ニ国会ヲ開カル、ハ実ニ聖天子ナリ古昔ヨリ未タ曾テアラサル此ノ聖天子ヲ指シテ誰レカ馬鹿ト云フヤト此言ヲ発セント存シタレトモ悉ク言盡サス初メ誰レガ廿三年馬鹿天子ナリヤト云フ心得ニテ誰レガ廿三年ノ馬鹿天子也ト云ヒシ処ニテ未タヤト云ハサル前ニ傍ヲノ酔客五六名集リ来リ被告カ持チタル額面ヲ捻チ取ントスルニ付此ノ額ハ席主ノ物ナレハ若シ毀損シテハ席主ニ對シ相濟スト後ロノ人ナキ所ニ置キタリ(後ロハ壁ニテ距離中間中程ナリ)而ルニ被告カ其額ヲ置キタルヲ傍ノ者ハ見サリシヤ仍モ被告ニ立掛リ打ントスル有様ニ付之レヲ避ケ防ントスルモ何分一人ト数人ニテ雜踏ノ際被告ノ足カ右額面ニ触レ破壊シタリ而シテ兩三名集リ硝子ノコワレタルヲ楼下へ下ケ尚ホアブナヒトテ坐蒲団ヲ敷キ置キタリ且ツ被告ハ其後二十分時過キ其席ヲ退散シタリ其時ハ酌ニテ今日ノ聖上ニテアリシヤ否ハ知ラス殊ニ今日ヨリ考フレハ天皇陛下ノ御肖像ハ尋常人民ノ家ニ無之者ニテ彼ノ像ニモ聖上ノコトハ明瞭ナラス全ク貴顯ハ貴顯ナレトモ天皇ノ御肖像ニテハ無之ト心得ヘタリ予審御訊問ノ際ニ當リ陳述シタル廿三年ニ国会ヲ開カル、ヲ遺憾ニ思フト申シタルコトアリ其遺憾ニ思フトハ廿三年迄国会開設ナキヲ以テニアラス人民ノ進歩如何ヲ嘆シタルモノナリ而シテ先キニ述ヘタル廿三年ノ馬鹿天子ナリト云フヤノ語ノ了ラサル中云々則チ予審ノトキニモ馬鹿天子ナリヤト云末タ終ラサル中四五名立寄り云々ト申立タリ是即チ馬鹿天子ナリヤト云ヒ続キ聖徳ヲ稱揚セント欲シタルトコロナリ

明治十五年刑法施行前後の不敬罪事件

判事問フ其額面ヲ持チ云々スル已前ハ如何

被告答フ已前ハ何人カ持チシヤ知ラサレトモ被告カ右ノ方壁ノ下ニモタロアリタリ

又問フ誰レガ謂ヒシカ知ラサレトモ馬鹿天子ト云フコトヲ聞キタリト其レハ何程隔チアリシヤ又何故ニ立上リタルヤ

答 被告ハ平生立憲政体ヲ冀望スルニ付其言ヲ駁撃セント立上リタリ然レトモ其發言シタル者ノ距離ハ酒ヲ飲ミ居タルヲ以テ知ラス

検事ハ判事ニ告ケ被告人ヲ訊問ス検事ハ被告ニ唯今其方ノ弁スル所ニ依レハ他ニ馬鹿天子ト謂ヒタルモノアリテ之ヲ弁駁セシ為立上リタリト謂ヘリ其方ハ如何ノ思想ニテ其額面ヲ持チシヤ

被告答 風ト横ヲ見タルニ額面之レアリ其レハ貴顯ノ像ナルヲ以テ酒ニ酔ヒタル折柄其レヲ持チ立上リタリ

又問 其方ハ天子ナリトハ確認ハセネトモ聖上ノ積リテ持チタルカ

答 被告ハ當時酔ヒ居タルヲ以テ聖上ナリトシ之レヲ持チ起立シタリ然レトモ今日ヨリ之ヲ觀レハ天子ノ御影ニテハ無之

又問 其方カ弁駁ノ半ニシテ額ヲ閣キ五六人ノ者カ取掛リタリト又其節大勢ノ者ガ取掛リタルハ打掛リシ様感シタルカ如何

答 被告カ馬鹿天子トハ誰レガ謂フヤト立上リタルヲ以テナリ又問 其方ヨリ先キニ發言シタルモノアルヲ以テ其方モ之ヲ聞キタルニ他ノ者ハ發言シタル者ニハ取リ掛ラス弁駁セントスル其方

ニ取リ掛リタルト申乎

答 然り

弁護人云 事実ノ申立ハ被告及ヒ証人ノ陳述ニテ分リタレトモ警察署ノ調査ニ對シテ被告カ陳ヘタル所ハ甚必用ナリト存ス然ルニ弁護人カ被告ヨリ聞シト異ル所アリ蓋シ被告ハ自ら述難キ所アルカ故カ弁護人ヨリ其不足ノ所ヲ陳述スル旨ヲ陳ヘタリ  
弁護人云 先ツ東ネテ証人及ヒ被告ノ陳述ヲ以テ當夜ノ実況ナリト云フ処ヲ陳述セン

其夜ハ余程多人數ノ會ト為リ杯盤狼藉雜踏ナルコトハ近藤徳兵衛広野九郎右エ門久磨久吉被告人ノ申立共敢テ符合セリ而シテ被告人並ニ証人広野九郎右エ門久磨久吉等三名ノ申立ルニハ被告ニ先チ馬鹿天子ナリト發言シタル者アリ然ルヲ被告カ之ヲ駁撃セント立上リタルコトモ亦被告及ヒ被告証人二名ト符号スレトモ唯近藤徳兵衛ノミ然ズト申立ツ然レトモ其夜雜踏ノ際ニテ間違ヘアリタカトモ陳述スルヲ見レハ被告及ヒ九郎右エ門久吉ノ三名ハ他人ニ發言シタルモノアリト云フニ徳兵衛一名之ヲ聞カヌト云ヘリ然ラハ其聞キ得サリシハ或ハ他人カ謂ヒシヤ知ラサレトモ自分カ聞得サルカモ知ラズト云フノ思想アルコトハ判然ナリ然ラハ三名ノ聞得タルカ正実ニシテ一名ノ聞カサリシハ全ク聞得サシモノナリ之ヲ要スルニ該夜ノ様ハ被告ニ先チ發言ヲ為シタルモノアリ被告ハ之ヲ弁駁スル為メ立上リタルモノナリ

被告人カ警察署ニ於テ供述シタル調査ニ對シ被告人モ略ボ申上ケタル通被告ハ性慥悍ニシテ思料ニ乏シク且丁年ニ滿タス此頃稍自由ノ貴キヲ知り卑屈ノ心ヲ恥居ルニ付最初警官ノ訊問ニ對シ天子

ヲ罵詈シ奉ル精神ハナキモノナレハ其言ハ申立ス然ルニ警官ノ慧眼能ク被告人ノ精神ヲ看破セラレタルカ其言語モ先生トカ君トカ申サレ其訊問セラル、趣意ト謂フモ先生ハ演壇ニ上リ自由説ノ一ツモ唱ヘル男デハナキカ然ラハ其夜為シタル言行ハ一種ノ高見カアリテ為シタルモノナルヘシ自分ノ為シタル言行ハ明ラカニ申陳ヘ然ル後弁護ヲ為シテ宜シカル可シ且ツ此ノ事タル一二ノ証人モアルモノナレハ先生カ之ヲ言ヒヌケ様トスルモ江湖ノ人カ信ゼナイ然ラハ例ハ警察署ニ於テ放免セラレ帰ルモ他人ハ門田ハ卑屈ナ奴ジャト云ヒ先生ノ榮譽ニモ于スルデアロウ然ラハ其信セラレナイ弁護ヲ為サス例ヘ他日罪ヲ受クルモ却テ上ヲ恐レナヒトテ之ヲ譏スヘシト云フ様ナル意味ニテ段々勸解ヲ受ケタリ而ルニ前申ス如キ被告ナレハ其言ヲ尤ナリト信用シテ唯十分ノ思考モ為サス警官ノ言フカ儘調査ニ押印ヲ為シタル訊ナリ是即被告カ申上ケタル靜定シタル精神ヲ攪乱セラレ異常ノ憾<sup>(まま)</sup>覺ヲ起サシメラレタリト申ス事柄ニ有之而シテ仍ホ警官カ誘導挑発セラレタルコトヲ確實ニスル為其事柄ヲ陳述セン

被告ヲ拘引セラル、場合モ被告カ宅ヨリ直チニ拘引セラレタルニアラス被告ハ紛失品アリ曾テ警察署ヘ届ケ置キタルニ明治十五年一月廿日巡查一名被告方ヘ參ラレ其紛失物カ見当リタルヲ以テ出頭スヘシトノ儀ヲ申聞ケラレ依テ被告ハ家ヲ出テ新町橋迄到リタルニ警官二名待テ居ラレ其レヨリ拘引セラレタル程ノコトニテ実ニ弁護人ニ於テハ其景況ノ異常ナルニ驚キタリ且被告人カ警察署ニ於テ申立タルハ真実ノ白狀ニ無之ト申立ルハ全ク警官ノ誘導挑

発即チ俗ニ云ヘハオタテニ乗セラレタト<sup>(不明)</sup>者ニテ被告カ唯今ノ陳述ハ正当ナリト存スル旨弁護シタリ

検事云 今被告並ニ弁護人ノ弁スル所ニ依レハ当初司法警察官タル警部ニ於テ訊問ノ節誘導挑発シタルカ故ニ被告カ静定シタル脳漿ヲ攪乱セラレ事実相違ノ陳述ヲ為シタリト云フモ其調書ニ就テ之ヲ視ルニ豪モ誘導挑発ノ跡ナク被告ノ陳述ハ自由任意ノ供述ナリトス又仮リニ被告カ弁スル所ノ実アリトスルモ被告事件ノ取調ニ付法律上ニ於テ最モ信ヲ置ク予審判事ノ着実寛大ナル訊問ニ對シ被告ハ何カ故ニ其真実ナリト云フ司法警察官ニ對シ為シタル陳述ニ反スル陳述ヲ為サバリシヤ其之レニ反スル陳述ヲ為サスシテ司法警察官ノ面前ニ於テ為シタル陳述ト同一ノ陳述ヲ為シタルヲ以テ之ヲ視レハ被告カ司法警察官ニ對シ為シタル陳述ハ自由任意ニ出テタル真実ノ陳述ニシテ司法警察官ニ於テ為シタル訊問ハ正当ノ訊問ナリトス

又明治十五年一月廿六日被告カ予審判事ノ訊問ニ對シ自供スル所ニ依レハ日時ハ覺ヘス兄三郎兵衛へ面會シ先夜ハ甚タ不濟事ヲセシト申セシ処兄ニ於テモ向後右様ノ事ヲ致シテハ不相成屹度慎ム可シト申聞ケアリタリト是レニ依テ之ヲ視レハ被告ニ於テモ其所為ノ不敬ニ涉リシコトハ業既ニ自認スル所ナリ

右ノ廉タニ依レハ被告カ今日申立タル処ハ事実ニ非ストス  
被告云 時日ハ覺ヘサレトモ兄三郎兵衛へ相濟マスコトヲシタト申シタルハ其席主ノ物品ヲ破壊シタルヲ以テナリ兄モ亦右ノ意ニテ申聞ケタルモノナリ自分カ惡ヒコトデアルト自分勝手ニ悔ヒ居

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ル訳ニ之レナク警察署及ヒ予審ノ調書カ大同小異デアルト云フハ度々言語ヲ變更スルハ屑ヨシトセサルニ付右同様ノ申立ヲ為シタリト述ヘタリ

判事云フ 事実ニ付被告人ニ於テハ別ニ弁論ハ無キ乎  
被告 答フ無シ

検事起立シテ刑ノ適用ノ意見ヲ陳述スル旨ヲ述ヘ云 前ニ陳述スル被告平三カ所為ハ刑法第一百七条ニ明文アル天皇ニ對シテ不敬ノ所為アル犯罪ナリトス因テ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上二百元以下ノ罰金ヲ附加ス可キ処當時被告年十八年六ヶ月ナルヲ以テ刑法第八十一条ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ尚ホ第百廿条ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス可キモノトス然ルニ其所犯新法實施以前ニ在ルヲ以テ之ヲ旧法ニ釋ヌルニ国事ニ関スル犯罪ナリトス国事ニ関スル罪ハ成文法ヲ定メラレス其犯人アルニ方リ臨時裁定セラルヘキ例規ナリトス因テ刑法第三条第二項及ヒ明治十四年第八十一号公布ニ照ラシ新旧ノ法ヲ比照シ其輕キニ從ヒ処分ス可キモノト思料ス

弁護人云 最初檢察官ノ陳述ニ何ノ廉何ノ廉カ犯罪トナルヤヲ承ハラス察スルニ額面ヲ破壊シタルト馬鹿天子ト申シタルコトカト思考ス果シテ然ルヤ承知シタキ旨ヲ陳ヘタリ

判事ハ檢事ニ其意見ヲ問フ

檢事云 額面ヲ捧ケ明治廿三年ノ馬鹿天子ナリト揚言シタルヲ指スト陳述ス

弁護人云 刑法第一編第二章第二条ニ法律ニ正条ナキモノハ何分

ノ所為ト雖トモ之ヲ罰スルコトヲ得ストアリ其已前為シタル犯罪  
ニモ仍ホ及ボスモノナルヤ檢察官ノ意見ヲ尋ネタキムネ陳述ス  
判事ハ檢事ニ其意見ヲ問フ

檢事云 弁護人ノ申立ハ法律上ノ解釈ト考フルヲ以テ意見ヲ述フ  
ルニ及ハス弁護人ニ於テ刑ノ適用ニ對シ意見アラハ自分ノ思想ヲ  
以テ充分ニ陳述シ然ルヘシト述フ

弁護人云 檢察官ニ於テハ被告ヲ刑法第百七十七條相当トセラレ且  
又旧法ニ照セハ國事犯ナリ國事犯ト云フモノハ臨時裁定ヲ請ヒ其  
裁定ヲ受ケタル刑トヲ比較シ輕キニ從フト謂フ意見ナリ

弁護人ニ於テ被告ハ刑法第百七十七條ヲ適用スヘキモノニアラス且  
旧法ニ於テ明文ナク罪トナラスト云フコトヲ弁セシ

刑法第一編第二章第二章第二條ニ法律ニ正条ナキモノハ云々トアル以上  
ハ昨年ノ犯罪ト雖トモ臨時裁定ヲ請ヒ一時一件ノ法ヲ造リ人ヲ罪  
スルコトハナラス第一刑法第百七十七條ノ明文ハ天皇皇后皇太子ニ  
對シ云々トアレハ弁護人カ之ヲ解釈スレハ此條ハ公然ノ所為アル  
モノニ適シタルモノニテ被告ノ如キ友人間ニテ為シタルモノニ適  
用スヘキモノニアラスト思料ス之ヲ如何ント云フニ誹謗トカ罵詈  
トカ言フモノハ公衆ニ對シ或ハ新聞紙等ヲ以テ公衆ニ示サバレハ  
其刑ヲ適用スヘキモノニアラス新旧ノ法ニ依ルモ罵詈誹謗ハ公然  
ト為サ、レハ罪トナラスト定メラレタル様心得タリ其第百七十七條  
ニハ公然トカ何トカ之ナキヲ以テ種々解釈スルモノアレトモ法律  
ノ精神ハ之ヲ公然ニ為サ、レハ罰セサルモノナリ  
抑モ常人ニ對スル罪ト天子ニ對スル罪ト罪ト為リタル以上ハ輕重

ノ差別アレトモ未タ罪ト為ルカ為ラザルカト云フ中ハ同一ノモノ  
ナリ何トナレバ凡ソ罪ハ事ニ害ヲ与ヘテ始メテ罪ト為ルモノニテ  
一人ヤ二人カ集リ相對上ニテ聊不都合ノ言ヲ發スルモ其事ハ決シ  
テ江湖ニ流伝スルモノニ無之江湖ニ伝播セサルハ人ニ害ナケレハ  
ナリ其禍害ノ及フト及ハストハ貴人ニテモ庶人ニテモ同一ノコト  
ニ歸スヘシ本件被告ノ如キハ公然ノ演說ヲ為シタルニモアラス唯  
知人カ集会シタル場所ニテ為シタルモノナリ仮リニ之ヲ檢察官ノ  
陳述ノ如キヲ事實トスルモ被告ハ刑法第百七十七條ヲ適用スルヘキ  
モノニアラス

以上適用上ノ論弁ハ被告事件ヲ以テ仮リニ檢察官ノ陳述セラレタ  
ル事實アルモノト定メテ陳述シタリ

業已ニ陳述シタル通刑法第二章第二條ニ法律ニ正条ナケレハ何等ノ所為  
ト雖トモ罰スルコトヲ得ストアレハ被告ハ法律ニ正条ナキモノト  
認ムルヲ以テ法律ノ処分ヲ受クルモノニアラズ然レトモ弁護人ハ  
仮リニ一步ヲ讓リ刑法第百七十七條ハ之ヲ被告ニ適用スルモノト假  
定スルモ刑法第一編第一章第三章第三條ニ法律ハ頒布已前之犯罪ニ及ホ  
スコトヲ得ストアル明文ニ依リ此刑ハ新法実施前ニ及ボスヘカラ  
ス然ラハ旧法ニ於テ被告事件罪トナルヘキコトヲ証明セサルヘカ  
ラズ然シテ之ヲ旧法ニ求ムルニ被告ニ適用スル明文ヲ得ス檢察官  
ノ求メラル、処ハ國事犯ナリト其國事犯ト云フモノハ旧例臨時裁  
定ヲ受クルモノニテ裁定ヲ受ケテ後分ルト述ヘラル、カ已ニ檢察  
官ノ明言ノ如キ國事犯ハ明文ナキモノニテ是迄モ政府ヲ顛覆シ邦  
土ヲ潛竊スル所為ヲ國事犯トシタレトモ其他ノ者ハ國事犯ニ処セ



ラレタルコトハ旧例ニ於テ之レナク然ルニ之ヲ臨時裁定ヲ請ヒ比照ノ法ヲ設クルト述ヘラル、ニ付弁護人ハ意見ヲ異ニセリ何トナレハ旧例ニ依リ之カ裁定ヲ受クルトハ固ト無形ノ者ニテ其時々事ノ顯ハル、ニ從ヒ其時々定メラル、法律ナラン則チ明治十四年ノ人カ明治十四年ノ心ヲ以テ之レカ法律ヲ定メテコソ明治十四年ノ法律ト云フベケレ明治十五年ノ人カ明治十五年ノ心ヲ以テ之ヲ定メ明治十四年ノ法律トハ謂フヲ得ヘカラス尚ホ此ノ事理ヲ明ニセシ

例ヘハ茲ニ製作物カアリ明治十四年ニハ勝手ニ之レガ売買ヲ許シタリ而ルニ本年ニ到リ之レカ売買ヲ禁セラル、ニ昨年中ノ製作ニ係ル部分ハ売買サレタリ然シテ其器械ハ昨年ヨリ引続キ所持シタルモノナレハ明治十五年ニ到リ其器械ヲ以テ物品ヲ製造シ之ヲ明治十四年ノ物品ナリトハ謂フベカラサルナリ

今檢察官ノ国事犯云々旧例ト陳ヘラルレトモ仮リニ之ヲ旧例トスルモ旧例則チ器械ニ警フレハ其物件ヲ其時々作り出スモノニテ平生形ノアルモノニハアラサルナリ因之觀之旧例其器械カアルカラトテ今年新タニ物件ヲ造り出スト同一ノ理ニテ決シテ法律上右様ノコトハ之レナキモノト思考ス

唯今述ヘシ処ハ昨年ノ法律ハ今年ニ作ルヘカラスト云フ事ヲ述ヘタリ

又昨年ノ事柄ヲ今年ニ到リ刑名ヲ作り得ラレズト云フコトヲ比例ヲ設ケテ陳述セシ

明治十五年一月一日已後新發明ノ器械ヲ製シタルモノアリ此価ハ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

之ヲ造リタル其一月一日後ニ定マルモノナリ然ルニ人アリ十五年一月一日已後ニ器械ヲ作りタルモノニ明治十四年十二月三十一日已前ノ価ハ如何ト問ハンニ其価ヲ知ルヘカラス或ハ酒トカ米トカノ類ニ非サレハ其価ヲ決シテ分カラサルヘシ

今ヤ空然絶後刑名ナキ所ノ被告事件ニテ即チ明治十五年一月一日已後ノ事ヲ持チ明治十四年十二月三十一日以前ハ何ノ刑ニ該ルト尋ヌルハ今述ベシ比例ノ如シ

右申上ル如キ訳ニテ旧法ニハナキモノナリ檢察官ノ謂ハレシ如ク臨時裁定ヲ受ケルモ決シテ刑名ノアルモノニアラス又昨年ノ器械ヲ以テ作り出シタルモノ今年裁定スレハ即チ今年ノ法ニシテ今日刑名ヲ作ルハ法理ノ允サ、ル所ナリ且又新旧比照法ハ如何ノ御趣意ナリヤト釋ヌルニ被告人ニ利益ヲ与ヘラル、精神ナリ而ルヲ殊更昨年ナキ所ノ刑名ヲ作り被告ニ該テネバナラスト云フ様ニ聞ヘ甚

タ法律ノ精神ニ悖ルモノト思考ス  
猶又明治十四年ノ事ニシテ當時法律ナキニ明治十五年ニ至リ臨時裁定セラル、ニ於テハ法律上ニ害アリテ又法律上比照スヘキモノナシ因テ被告ハ旧法ニ於テハ罪トナラス新法第百七十七条ニ依ルモ無罪ナリ

旧法中ニ於テ類似スルハ不応為ナランカ其何々ト明文ハナケレトモ刑名モ確定シタルモノニテ已ニ昨年ヨリ價格ノ定マリアルモノナレハ臨時裁定ヲ請フニ及ハス檢察官ノ云ハル、国事犯ナルヲ以テ臨時裁定ヲ請フトノ陳述ハ弁護人ノ了解スル能ハサル所ナリ法律ノ意見ニ就テ申立ハ右ノ如シ

弁護人ハ裁判長ニ請願スル所アル旨ヲ述ヘ云ク申スモ畏シコキコトニテ天子ノ御位ハ至尊ナルモノニテ今上天皇ハ叡聖文武ナル御方ニマシマス其今上皇帝ニ対シ草野ノ一夫カ醉ニ乗シ吐キタル一言一句ハ決して其宸位御尊徳ヲ虧損スル程ノコトハ之レアルマシク且新刑法ヲ顧ミルニ三千五百万ノ公衆ニ誓テ頌タレタル法律ナリ然ルニ今マ被告ハ今上皇帝ノ聖徳ヲ虧損シタル者トシ所罰セラレ、ニ於テハ字内ニ如何ナル影響ヲ及ボシ草野ノ一夫一婦ニ如何ナル感覺ヲ生スルヤモ計リ難シ又草野ノ一匹夫カ為シタルモノヲ聖上ニ於テ之ヲ御罰シアリテ慊ミト<sup>(まじ)</sup>マシマスコトハ之レアルマシク之レカ為メ聖徳ヲ虧損シタルタ<sup>(まじ)</sup>江湖ニ流伝スルノ恐レナキ能ハス殊ニ醉興ノ余ニ出テタル事ナレハ御寛宥ノ御処置ヲ仰キ奉ルト

判事 津村 一良  
書記 上岡 貞

甲号裁判言渡書

大阪府西区西長堀北通巷丁目十宅番地

平民 材木商  
被告 門田 平三

弁護人ハ又前刻御示シノ証據物件石版摺ノ肖像ハ被告ニ於テハ天子トモ天子デナキトモ充分認メ得ス高貴ノ姿ニ見ヘタルヨリ之ヲ持チ弁駁セントシタルモノニテ且今日之ヲ考フルモ天子ノ御肖像ハ民間ニアルヘキモノニアラス勅奏任官ノ外ハ之ヲ所持スヘキモノニアラス法律上庇禁物ニテ現ニ明治九年十二月二十三日長崎裁判所ノ伺ニ人民ハ決して主上ノ御影ハ所持スルコト相成ラス取上ケヨトノ指令之レアリ大阪裁判所ヨリノ伺ニモ亦同シ法律上人民ノ所持スルモノニアラス現ニ其石板画ハ大日本高貴ノ像ト記載アリ画工ノ意ヲ繹スルニ一人ヲ指シタルモノニアラス広ク高貴ノ姿ヲ画キ出シタルモノト思考ス若シ天皇ノ御影トスレハ何年何月誰レカ許可ヲ受ケテ石板ヘ写シタリトノ証ヲ挙ケサルヲ得ス之ヲ挙

ケサル以上ハ天子ト明記ナケレハ天子ト認ムルコトハ決して法律上允サ、ル所ナリ然ラバ被告ハ天子ニ対シ為シタルモノニアラサルコト明ナリ若シ例ヘ其夜天子ニ対シタリト思フモ其後天子ニアラサルコト分リタレハ天子ニ対シタルモノニアラス  
右ノ次第ニ付被告人ハ無罪ノ御言渡シアランコトヲ希望シ奉ル  
判事ハ被告ニ此上申立ルコトナキヤ否ヲ問フニ申立ナキ旨ヲ答ヘタリ  
判事ハ逐テ裁判ヲ言渡ス旨ヲ述ヘ退廷セシメタリ  
明治十五年三月二日大阪輕罪裁判所ニ於テ書記上岡貞此ノ始末書ヲ作ルモノ也

檢察官ニ於テ被告ハ明治十四年十二月廿四日大阪府西区西長堀南通二丁目料理商金田岩吉方ニ於テ親戚知友等ト共ニ忘年会ヲ催シ酒宴中其席ニテ平生ノ思想ヲ述ント欲シ席上ニ掲ケアル天皇ノ御像ヲ模写シタル石版画ノ額面ヲ持チ起立シテ天皇ニ対スル不敬ノ言詞ヲ述タル所為アリタル者トシ相当官吏ノ作リタル調書及ヒ指名シタル証人近藤徳兵衛ノ証言等ニ依リ其事実ヲ証明セリ而シテ

右ノ所為ハ刑法第百七十七條ニ明文アル天皇ニ對シテ不敬ノ所為タル犯罪ナリトシ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス可キ処當時被告ハ十八歳六月ナルヲ以テ刑法第八十一條ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ仍ホ第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキ者ナルモ所犯新法實施以前ニ在ルヲ以テ之ヲ旧法ニ釋スルニ回事ニ関スル犯罪ナリ其犯罪ハ成文法ヲ定メラレス犯人アルニ方リ臨時裁定セラル可キ例規ナリ因テ刑法第三條第二項及ヒ明治十四年第八十一号布告ニ照シ新旧ノ法ヲ比照シ其輕キニ從ヒ処断スヘキ者ト思料スル旨陳述シタルニ被告ニ於テハ警察署ノ調書ハ誘導挑発ノ為メ精神ヲ攪乱セラレテ為シタル陳述ナル旨弁護人ト共ニ陳述シ又檢事及ヒ予審ノ訊問ニ際シ警察署ノ調書ト同様ノ陳述ヲ為シタルハ前陳述ヲ變更スルハ男子ノ屑トセサル所ナルニ因リシ旨申供スト雖被告及ヒ弁護人ノ陳述セシ警察官ノ言行ハ敢テ精神ヲ攪乱スルカ如キ誘導挑発ヲ為シタリト看認ム可キ廉無ク且又被告ハ果シテ誘導挑発ニ因テ前日ノ陳述ヲ為シタルコトナラハ尔後二ヶ所ノ訊問ヲ受ケシ節速ニ其陳述ヲ改正スヘキハ人情当然ノコトナルニ被告ハ前陳述ヲ變更スルハ男子ノ屑トセサルニ因リ改正セザリシトハ情理ニ垂戾セシ陳述ナレハ被告及ヒ弁護人被告力指名セシ証人等ノ陳述モ敢テ檢察官ノ証明シタル事實ヲ撲滅スヘキ力ナキ者トス然ルニ又弁護人ニ於テ被告ハ仮リニ檢察官ノ陳述ノ如キ事實アリトスルモ到底無罪ナル可ク假令有罪トスルモ旧法中類似スルハ不応為ナル旨陳述ス其要旨ハ刑法第百七十七條ハ公然ノ所為アル者ニ適用ス可キモノニテ唯

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ニ知人カ集会シタル場所ニ於テセシ所為ニ適用スヘキモノニ非ス仮リニ適用ス可キモノトスルモ其事件ハ新法實施以前ニ係ルヲ以テ旧法ニ於テ罪ト為スヘキ定律ナル可ラス今檢察官ノ述ル所ノ國事犯ハ旧例ニ依リ之カ裁定ヲ受タルトハ元無刑ノ者ニテ其時ニ事ノ顯ハル、ニ從ヒ定メラル、法律ナラン然レハ明治十五年ノ人カ明治十五年ノ心ヲ以テ之ヲ定メ明治十四年ノ法律ト云フヲ得ヘカラスト云フニ在リ是レ畢竟弁護人カ錯誤ノ見解ナリトス何ントナレハ刑法第百七十七條ハ讒誘律ノ如ク公然ノ文字ヲ特ニ掲ケタルモノニ非サレハ何等ノ場所ニ於テ為シタル所為ニモ適用スヘキハ当然ナリ且國事犯ノ刑名ヲ旧法中ニ掲ケサルモノハ法律ニ於テ其罪ヲ問ハサル主旨ニ非ス唯其成文ヲ一般ニ頒布セスシテ事件ノ発スル毎ニ裁定ヲ受クルヲ例トセシ迄ナレハ今日ノ裁定ヲ以テ新ニ法律ヲ作為スル筋ニハ非ストス故ニ其犯罪ノ事件旧法國事犯ヲ以テ処断ス可キト思料スルモノヲ法律明文ノ有無ニ拘泥シテ之ヲ不応為ニ処ス可キモノト為スノ理由ナキハ復論ヲ竣タサルナリ右弁明ノ理由ナルヲ以テ被告カ為シタル事實ハ近藤徳兵衛ノ証言ト被告カ警察官外二ヶ所ノ訊問ニ對シ為シタル自白トニ依リ天皇ニ對スル不敬ノ所為ナリトス而シテ其行為ハ刑法實施前ニ係ルヲ以テ刑法第三條第二項ニ依リ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從ヒ処断ス可キ者ニテ其罪タル旧律ニ於テハ國事犯ニシテ懲役十年ニ処ス可キ者又新法ニ於テハ天皇ニ對スル不敬ノ所為ナルヲ以テ刑法第百七十七條ニ依リ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加シ猶第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ附

ス可キモノナリ之ヲ比較スルニ旧律ハ重シ仍テ輕キ新法ニ從ヒ処断ス可キ処明治十四年第八十一号布告第六条並ニ第十條ニ依リ罰金及ヒ監視ヲ附加セス尚ホ所犯ノ時十八歳六月ナルヲ以テ第八十一條ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮ニ処スヘキモノトス因テ刑法第百十七條ニ依リ三年九月ノ重禁錮ニ処ス

但シ証人ノ召喚費ハ被告ノ負担タルヘシ

右明治十五年 月 日大阪輕罪裁判所ニ於テ檢事今井良一出廷ノ上言渡ス

判事 津村 一良  
書記 上岡 貞

裁判言渡書

大阪府西区西長堀北通巷丁目十一番地

平民材木商

被告人 門田 平三

当裁判所ニ於テ檢察官ノ公訴ニ因リ右被告人門田平三ニ対スル事件ニ付審理ヲ逐クル処被告人カ大阪警察本署及ヒ予審判事ニ於テ訊問ノ際為シタル所ノ自白及ヒ近藤徳兵衛ノ証言ニ依リ被告人ハ明治十四年十二月廿四日大阪府西区長堀南通二丁目料理商金田岩吉方ニ於テ親戚知友ト共ニ忘年会ヲ催シ酒宴中其席上ニ掲ケアル主上ノ御像ヲ模写シタル石版画ノ額面ヲ持チ主上ニ対スル大不敬ノ言詞ヲ發シタル者ト認定ス右所為ハ刑法實施前ニ係ルヲ以テ同

法第三条第二項ニ依リ新旧ノ法ヲ比照シ輕キニ從ヒ処断ス可キ者トス而シテ旧律ニ於テハ国事犯ニシテ懲役十年ニ該リ新法ニ於テハ天皇ニ対スル不敬ノ所為ナルヲ以テ刑法第百十七條前項ニ依リ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加シ猶第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ附ス可キ処犯罪ノ時十八歳六月ナルヲ以テ第八十一條ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮ト為ル之ヲ旧法ノ刑ニ比照スルニ新法ノ刑輕シ因テ三年九月ノ重禁錮ニ処ス其罰金及ヒ監視ハ明治十四年第八十一号布告第六条第十條ニ依リ之ヲ附加セス

証人ノ召喚費ハ被告人之ヲ負担ス可シ

但シ此言渡ニ対シ故障ヲ為スコトヲ得其期間ハ此言渡書ヲ送達シタルヨリ三日ナリ

右明治十五年八月十八日大阪輕罪裁判所ニ於テ檢事今井良一立会ノ上之ヲ言渡ス者ナリ

判事 津村 一郎  
書記 上岡 貞

註 治罪法第一八一條 左ニ記載シタル者ハ証人ト為ルコトヲ許サス但事實參考ノ為メ其陳述ヲ聽クコトヲ得

- 一 民事原告人
  - 二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬
  - 三 民事原告人及ヒ被告人又ハ是等ノ者ノ後見ヲ受クル者
  - 四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人
- 後記 本事件ノ調査には、大阪府警察本部総務課（警察史編集）森章氏の御援助をうけた。その学恩を謝す。